

令和3年12月定例会

令和3年12月8日（水曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

出席議員（13名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
7番 阿部恭平議員	8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員
10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員	12番 細矢誓子議員
13番 漆山光春議員		

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長

齋藤 淳 議事係 長

嶋田 愛 総括主任

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長

河内耕治 副町 長

板坂憲助 教 育 長

真木吉雄 監 査 委 員

後藤 浩 防災・危機管理監兼
総務課 長

真木秀章 総務課 主幹

牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課 長

宇野 勝 まちづくり推進課 長

矢作 勲 税務町民課 長

堀米清也 健康福祉課 長

増川 仁 農林振興課長併
農業委員会事務局 長

佐藤晃一 商工観光課 長

須藤俊一 都市整備課 長

今部憲治 上下水道課 長

岸 康彦 会計管理者兼
会計課 長

鈴木淳子 学校教育課 長

秋場弘昭 生涯学習課 長

◎ 議 事 日 程

令和3年12月8日（水） 午前9時開議

議事日程第3号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の審議、採決

議第95号 河北町田井川向地区農業体験交流施設の指定管理者の指定について

議第96号 河北町東部地区農業体験交流施設の指定管理者の指定について

議第97号 河北町立中央図書館の指定管理者の指定について

議第90号 令和3年度河北町一般会計第9回補正予算について

散 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○漆山光春議長 おはようございます。

議長から傍聴席の方々に申し上げます。本日、女性5団体の方々が議会傍聴に来られております。手狭になりますが、ご協力お願いいたします。

また、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、答弁を含め60分であります。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で打ち切ります。

本日は、12番細矢誓子議員からであります。

12番細矢誓子議員の一般質問を行います。

「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） おはようございます。

2日目の一般質問の最初の質問をさせていただきます。

私の質問事項は2点でございます。

まず、最初に、質問事項1、ベニバナをメインに活用した観光の発信について。

平成30年に「山寺が支えた紅花文化」で、日本遺産に山形県内の4市5町が指定を受けました。もちろん河北町もその中に入っています。指定を受けた自治体では、ベニバナを基調とした観光施策がより一段と積極的に進められている現状です。

日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力あふれる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけではなく、海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

ベニバナの歴史を開いても、最上紅花は

生産高・品質でも高く評価され、貴重な文化価値があるとされて、昔から大事に守られてきた経緯があります。この恵まれた資源を活用して、河北町をもっと知っていただく大切なツールと考え、積極的に観光施策を展開していただきたいと考えます。

そこで、質問要旨1、ベニバナをメインにした観光施策の経過と現状について。

本町においては、第8次総合計画の第4章第3節地域の宝を活用した発信で、基本施策として紅染め・農業・そば打ちなどの体験観光を推進することを掲げています。それでは、これまで紅染めを体験した人数や、修景地を訪れた見学者の数は把握されているのでしょうか。また、ベニバナをメインにした観光プログラムなどは企画されているのでしょうか、お聞きをいたします。

質問要旨2、「かほく紅こぎん」を本町の観光施策にどのように活用するのか。

今年の3月に河北町の新たなブランドとして「かほく紅こぎん」が立ち上がりました。「かほく紅こぎん」は木綿の糸をベニバナで染め上げ、その糸で刺し子の一つである「こぎん刺し」をして作品をつくり上げていく、そのような取組と認識しています。

それでは、「かほく紅こぎん」はどのような目的で立ち上げられたのか、また、その活動はどこが主体となって展開されるのか、町民への周知・アプローチはどのようにされたのかをお聞きします。「かほく紅こぎん」の作品は役場の玄関や議場にも飾られていますが、「これは何ですか」と尋ねられる人も少ないように感じます。立ち上げてから半年以上の時間が経過しましたが、これまでの進捗状況をお聞きします。

質問要旨3、ベニバナを活用した食の展開と物産の開発について。

これまで、ベニバナ若葉の活用などは料理のメニューや乾物にした商品が販売されてきたと認識しています。それでは、ベニバナを利用した季節限定のメニューなどは実行されたのでしょうか、お尋ねをします。季節限定のメニューなどは、観光メニューにとってはもってこいの企画だと考えます。また、ベニバナを原料とした商品やお土産品などの開発も進められていたと認識していますが、現在、道の駅の売店や紅花資料館の売店では河北町で開発された商品は見受けられません。現在の進捗状況をお尋ねします。

質問要旨4、ベニバナの新たな開発の進展について。

ベニバナの効用は、染や食だけではなく、ベニバナの成分の効果という面でも注目され、様々な方面で活用されていると認識しています。ある製薬会社では、ベニバナにはシミ除去の効果があるというコメントを出しています。そのようなことから、サプリメントや入浴剤などの開発も考えてはと提案します。その入浴剤を使ってひなの湯で「紅花の湯」という日を設けて開催してはと考えます。ベニバナは婦人病にとっても効果があり、体を温める効果が優れていると言われていています。現在、健康にこだわる人たちのニーズに応える企画で、観光にも活用できるのではと考えます。商品開発は話題性のある商品を発信していく、そんな姿勢が望まれますが、お考えをお聞きします。

質問事項2、本町における地域おこし協力隊の現状と定住に向けた取組についてお尋ねします。

「地域おこし協力隊」制度は、総務省が若者に地方移住を促すために、2009年度から始まったものです。都市部から過疎地へ移

住し、地域の活性化に取り組むことを目的に、発足してから今年で12年が経過しています。

地方自治体が移住希望者を隊員として募集・採用し、原則1年から3年の任期で観光事業・農業・林業・地域活性化事業など、地域の課題解決に取り組んでいます。

総務省が令和3年3月に発表した令和2年度「地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」によると、2020年度までに約1年以上活動した隊員約6,525人のうち、約6割の4,114人が任期後も赴任地先や近隣自治体で引き続き起業や就農して暮らしており、地方の人口増につながっていて、この制度は一定の成果を上げていると判断しています。

協力隊員の内訳は、20代から30代が全体の約7割を占めていて、男女比率は、男性が62.1%、女性が37.9%となっています。制度発足の2009年度は全体で89人だった隊員が2020年度には5,464人まで増加し、受け入れる自治体も、2009年度は全国で31自治体が、2020年度は1,065自治体にまで拡大している現状です。国は隊員の給与や活動費として1人当たり年間470万円を上限に財政負担をしています。

一方では、自治体や地元の地域になじめず、任期途中で辞める隊員も多く出ています。弘前大大学院の平井太郎教授が767自治体を対象に2019年に行った調査では、隊員4,170人のうち25%の隊員が赴任1年以内に辞めていました。その理由として、平井教授は、住民が移住者に慣れておらず、隊員が孤立したり、自治体がよく考えずに募集して、雑用係のように扱ったりすることが背景にあると見ています。

そこで、国は早期退任を防ごうと、本年度から地域に詳しい協力隊OB等が隊員と

住民との関係を取り待つ「地域プロジェクトマネージャー」制度を導入するなど計画し、受入体制の支援に動いています。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、地方移住への関心が高まっているとして、総務省は2024年度の隊員数を8,000人にすることを目指し、地方の人口増を進めていきたいとしています。

それに対して専門家は、「定住につながるには、行政や住民らが地域の将来像をしっかりと議論し、迎え入れる環境を整備することが必要だ」と強く指摘しています。

そこで、質問要旨1、本町における隊員の活動経過と現状について。

2、隊員を迎え入れるための環境整備について。

3、隊員の活動を支援するための取組について。

4、隊員の定住に向けた取組について。

5、隊員に活動したい仕事や目的を明記する取組について、をお尋ねします。

再質問を留保し、質問を終わります。

○漆山光春議長 12番細矢誓子議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

12番細矢誓子議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、ベニバナを活用した観光の発信についてお答え申し上げます。

1点目、ベニバナを主体とした観光の経過と現状について申し上げます。

まず、今年度、紅花資料館において紅染めの体験をされた人数ということでございますけれども、10月末時点で389名となっております。そのうち285名が10月に体験されております。新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き、人々の活動が少しずつ元

戻ってきた結果によるものではないかと考えております。

また、ベニバナの修景地を訪れた見学者の人数ということでございますけれども、修景地の場所を町のホームページなどでお知らせいたしまして、自由に訪れていただくことになっておりますので、人数については把握できてございません。修景地の花の見頃の時期になりますと、どこに修景地があるのかということについて多くの問合せも頂戴しているところでございます。

次に、ベニバナをメインとした観光プログラムの企画ということでございます。紅花資料館でのベニバナに関する展示や紅染め体験に加えまして、今年度のべに花まつりの中で初めてベニバナのリース作りを実施いたしました。資料館の展示につきましては、本年度から新たに学芸員を配置いたしました。新しい企画展を実施するなど、好評をいただいているところでございます。また、紅染め体験につきましても、おもてなし山形株式会社と協力し、やまがた夏旅を活用した旅行商品「シルクのハンカチを鮮やかに染める紅花染め体験」の企画・販売を行い、9月11日、18日、25日の3日間で24名の方に紅花資料館に来館いただき、紅花染めの体験をしていただいたところでございます。今ある企画をさらに充実することはもちろんのこと、企画展においても、「堀米家と紅花」「ハレの日の衣裳展」など、これまでに企画していなかった新たな企画展示にも取り組んでまいります。

2点目、「かほく紅こぎん」を本町の観光施策にどのように活用するかということについて申し上げます。

今年の3月に町の新たなブランドとして「かほく紅こぎん」が立ち上がりました。こぎん刺しとは、青森県の津軽地方に伝わ

る刺し子技法の一つで、麻布に木綿の糸で刺し子を施す技法のことです。また、「かほく紅こぎん」は、町のベニバナで染めた木綿糸であしらったこぎん刺しのことを言います。

「かほく紅こぎん」に取り組む目的ということでございますけれども、紅のある暮らしの発信、かほく紅こぎんを通じた河北町産最上紅花の知名度の向上、かほく紅こぎんの糸染めに使用するベニバナの町内生産者の増、これを目的としております。

これまでの経過、進捗状況でございますけれども、多数の町民の皆様からご協力をいただきながら、地域おこし協力隊や町、商工会、観光協会が連携いたしまして、今年の3月14日に青森から全国にこぎん刺しを発信されている佐藤陽子先生をお招きして「かほく紅こぎん」の立ち上げ宣言と「こぎんフェスタ in かほく」を開催いたしました。また、同日、ワークショップを開催し、多くの方々にご参加いただいたところでございます。

現在は、ベニバナを活用した地域活性化支援活動をしている地域おこし協力隊員が中心となって、令和4年、来年4月の谷地ひなまつりでお披露目をさせていただくべく、「かほく紅こぎん」“雛と紅”タペストリーの制作についての募集を行いながら、11月6日、7日の2日間、紅花資料館でワークショップを開催したところでございます。

細矢議員からもご参加いただき、あわせて団体等への作品応募のお声かけをいただいているとのことで、感謝申し上げます。私も、少しの時間ではございましたが、ワークショップに参加させていただき、こぎん刺しの歴史や図案・技法などを学ばせていただき、今、作品制作にチャレンジ中でございます。

「かほく紅こぎん」「雛と紅」タペストリーの作品募集やそれに向けてのワークショップについては、町の広報やホームページ、地域おこし協力隊のインスタグラムやフェイスブックなどで周知しております。また、町内の様々な団体から個々のイベント参加の折にチラシを配布いただくなどのご協力もいただいているところでございます。町長室にもベニバナとともに紅こぎんを飾らせていただいております、紅染めとともに新たな取組であるこの紅こぎんのPRにも努めているところでございます。

今後も「かほく紅こぎん」が集客力のあるブランドとなるよう、発信と普及に努め、紅染めの糸を求める方々に紅花資料館を訪れていただき、紅染めと併せた体験観光の一つとするなど、観光資源として大いに活用を図り、ベニバナ生産における収益面での課題解決にも一助となるよう、進めてまいります。

3点目、ベニバナを活用した食の展開と物産の開発についてお答えいたします。

ベニバナをあしらった季節限定のメニューにつきましては、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、資料館での仕出しは行っていない状況でございます。ひなの湯の湯楽亭におきましても、ベニバナをあしらった料理は提供してございませんが、学校給食においてベニバナの開花時期に合わせた「紅花サワーゼリー」の提供や、乾燥ベニバナを天ぶらの衣に混ぜて調理するなどの取組も行っております。来年度の計画では、11月の和食の日になんで若菜を取り入れた料理なども検討しているところでございます。新型コロナウイルス感染症が落ち着いたときには、資料館でもそのようなメニューも取り入れた料理を提供していきたいと考えているとこ

ろでございます。

ベニバナを原料とした商品、お土産品などの開発ということでは、これまでも何度か行ってきたところでございますが、なかなか定着する商品が少なく、現在の状況としては町内のほかに町外からお土産品を仕入れてそろえているという現状でございます。

特に、商品の開発につきましては、材料の仕入れ、ベニバナ独特の臭い、製品の売り先など、多くの課題がありますが、町においても特産品の商品開発を行うための経費について2分の1、最大50万円までの補助金制度を設けているところでございまして、ぜひそれらを活用したベニバナ関係の商品開発にもチャレンジしていきたいと考えております。

4点目の、ベニバナの新たな分野の開発についてということで申し上げます。

ベニバナの商品開発につきましては、先ほども申し上げましたけれども、これまでいろいろと取り組んできたところです。ベニバナは漢方薬にも「コウカ」という名前が使われ、血行や婦人系の病気に効くと言われております。議員からも提案ございましたひなの湯でベニバナの入浴剤の活用につきましても、以前、検討してきた経緯がございまして、臭いに関する課題やコストが高かったこともあり断念した経過があるということでございます。最近では、令和元年度に町の起業支援、業を起すほうの起業でございまして、補助制度を活用いたしまして、石けんの開発、製造、販売を行った会社がございまして、その石けんの中にベニバナを使ったものもあり、ふるさと納税の返礼品として高評価をいただいております。

ベニバナの新たな分野の商品開発につきましては、町の修景地の取組以外でベニバナ

を栽培している農家の方がほとんどいないという状況の中で、ベニバナの確保がなかなか難しく、また、商品化には専門的な知識、設備が必要でございます。したがって、商品開発は民間主導の取組が基本になると考えておりますけれども、行政としても町といたしまして様々な課題解決に向けて、相談、県・国の機関との橋渡し、補助制度の紹介など、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、本町における地域おこし協力隊の現状と定住に向けた取組について申し上げます。

1点目、本町における隊員の活動経過と現状でございます。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間、地域に居住して地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行っております。

町では、平成29年度から取り組んでおります。平成29年度は3名、業務内容は、ベニバナ活用支援に2名、新規就農者支援に1名となっております。平成30年度、令和元年度につきましては、平成29年度に任命した3名に引き続き活動いただきましたが、令和元年度に3名のうち1名が任期途中で婚姻により、結婚により退任されました。また、新規就農者支援として活動していただいた1名の方が退任後の令和2年4月から町に定住し就農されております。

令和2年度は2名で、業務内容は、インバウンド支援に1名、ベニバナを活用した地域活性化支援に1名となっております。令和3年度は4名で、令和2年度に任命した

2名に加え、新規就農者支援に1名、地域商社事業による地域活性化支援に1名となっております。

2点目、隊員を迎え入れるための環境整備について、また、3点目の隊員活動を支援するための取組については、関連がございますので併せて申し上げます。

隊員を迎えるための環境整備といたしましては、着任後の住まいとなる住居や活動等に使用する自動車、タブレット端末などを町で準備し、貸与を行っております。

活動支援の取組としましては、毎月1回、地域おこし協力隊との定例会を実施し、地域おこし協力隊員のメンバー、その業務内容を所管する町の職員、関係機関として商工会や観光協会の方からもご参加いただき、地域おこし協力隊員それぞれの活動報告と今後の予定を説明して情報を共有しております。その中で、活動していく上での課題解決に向けた提案、地域おこし協力隊員同士あるいは関係団体や行政で協力できることなどを話し合っております。

4点目の、隊員の定住に向けた取組と、5点目の、隊員の活動したい仕事や目的を明記する取組については、関連がございますので併せて申し上げます。

活動を実施する上での課題の解決等に向けては、行政職員等とのコミュニケーション、相互理解が大切だと考えております。令和3年度からは、面談という形で担当課長、担当職員と地域おこし協力隊員が直接話し合う場を設けたところでございます。話合いの内容は、現在の健康状況、心と体の健康状況、現在の活動状況について、また、今後の方向性などについて、任期終了後の定住の希望についても伺い、定住に向けた課題があれば、一緒に考え、課題解決に向け相談をしている状況でございます。

また、退任後の起業・就職につながる定住のための資金確保などのセミナーや情報を提供し、3年間という地域おこし協力隊の任期後に向け、定住等の準備につながる支援を行っているところでございます。面談以外でも、先ほど申しあげました毎月開催している地域おこし協力隊員との定例会におきまして、やりたい活動や仕事について、地域おこし協力隊、関係団体、行政で共有して、協力して目標達成に向けて取り組んでいる状況でございます。

令和元年度からは、地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間地域協力活動を体験していただいて、受入れ地域とのマッチングを図るため、おためし地域おこし協力隊が創設されました。この制度は、住民との交流を含む2泊3日以上地域協力活動の体験プログラムを実施するもので、創設された令和元年度から河北町でも取り入れ、任用の実績につながっているところでございます。

今後におきましても、地域おこし協力隊との対話を大事にし、活動や生活面での課題に寄り添い、一緒になって地域おこし推進事業に取り組み、それぞれが地域の定住につながってくればと期待をし、願っております。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

ベニバナを知るには紅染めの体験はとても手軽に入っていけるというもので、とてもいい事業だなと思っております。

それでは、紅花染めの体験者数は答弁の

中でも語られましたので、理解しましたが、二、三年前の人数の経過はどのようになっているのか、お知らせください。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 紅染め体験者数でございますけれども、集計のほうは5月から4月ということになっておりますけれども、平成30年度につきましては502名、令和元年度につきましては987名、令和2年度につきましては547名ということになっております。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） ありがとうございます。

この令和元年、987名という増加、その後の547名、大体500人前後の数が平成30年度、令和2年度となっておりますけれども、この令和元年度の数というのは、増えた理由はどのように理解されておりますか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 通常ですと、10月の月が一番多い月になっております。こちらにつきましては、修学旅行生が来るということで多くなっておりますけれども、令和元年度につきましては、ベニバナの咲くシーズン、7月にも多くのお客様が見えられたということで、そのベニバナのシーズンに合わせて来館者が増えているということで分析していると。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） とても増えるということが、やはりコロナの状況で、修学旅行の人数が減っているというのが大きくここに表れていることなんだと理解しました。日本遺産に指定されましたことなんかも、この人数には関係がありますか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 はい、そちらにつきましても十分あるかと思えます。また、令和

元年度につきましては、コロナ以前、ぎりぎりの時期ですので、コロナがなければ令和2年度につきましてももっと来ていたのではないかと推測するところでございます。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） これだけの人数の方がやはり紅染めを体験していらっしゃるということで、とてもうれしく思いますけれども、私は、このベニバナを染めた後、例えば、大概是ハンカチを染めていかれると思うんですけれども、そのハンカチをもっと何か、もうちょっと資料館にもう一度来てくださるといふ、そういうリピーターの仕掛けづくりというのは、私はとても大事なことだなと思っているんです。私も体験は何遍もさせていただきまして、ハンカチが3枚、4枚たまっているような状態ですけども、ハンカチとして使うよりは、これは何かに利用できないかなと、いつも、常々思っております。そのような、1回、紅染めをしたハンカチをもう一度、再来館を引き出すリピートの仕掛けとして使えないものかと考えておりますけれども、そのようなお考えはお持ちでしょうか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 紅花染め自体は、やはり日光にさらしたりするとだんだん退色してくるということで、鮮やかさが半減してくる品物と考えておりますので、今のところ、そういった体験はございませんけれども、今までに染めたものをまた持ってきていただいて、また、染め直していただくということも将来的には考えられると考えます。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） そうですね、せっかく一度来館していただいたときに体験なされて、そういう作品を自分で作られたとい

う経験はとてもうれしい体験だったと思うんですよね。ですので、私はここでちょっと一つ提案をしていきたいんですけども、その一回染めたハンカチにもう一度色をかけるという方法があるんです、資料館の中でも。だから、そういうものをちゃんと発信していく。例えば、そこに藍をかけたとしても、また別な色になりますし、いろんな別な草木染の材料で色をかけると、また違う色が出てくるんです。そういう方法で自分のオリジナルの色を出したハンカチを作るといふのも、とても感動する商品になってくるんですよ。だから、そういうものをうまく利用した観光施策も考えられるのではないかと、私は提案します。

もう一つは、ベニバナで染めたハンカチをアクセサリーに作る方法もあるんです。だから、そういう様々な技法がありますので、私、これ全部、2つとも体験しました。そんなに難しくなくて、2度目に来られた方でも時間がちょっとあればできるような方法がありますので、それらをうまく活用されて、やっぱりリピーターを増やす、そういう施策をこれからどんどん考えていかなければいけないのではないかなと思いますので、ぜひこのことを強力に進めていただきたいと思います。思っております。

そのベニバナをメインにした観光ですけども、先ほど、様々な、学芸員さんが新しく配属されましたので、いろんなイベント、企画がなされているということで、私はとてもその学芸員さんの活躍に期待をしているものですけども、その中で、私、以前、ベニバナの朝摘み体験というのをお聞きしたことがあります。ひなの宿にお泊まりになったお客様にお勧めしたり、近隣の旅館にお泊まりになったお客様にそれをアプローチをして、ベニバナの朝摘み体験なさっ

たという、私これ、とてもすてきな企画だ
なと思っておりますので、ぜひ、コロナが
明けてからですけれども、広域的にこうい
う観光を進めていきたいと思っております。
そのときに、その体験をなされた方のお声
とか、アンケートなどは取られているので
しょうか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 すみません、ちょっと
そういったことはやっていなかったと思
います。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） やはり皆様のそう
いう感想とか、アンケートなんかは次の観光
施策を立てるにはとても必要な、参考にな
る資料だと思いますので、ぜひその辺のと
ころをお考えいただきたいと思っております。

次、紅ごぎんについてお尋ねをします。

答弁の中に、取り組む目的として、紅の
ある暮らしの発信とありましたが、これは
具体的にどのようなことを指すのでしょ
うか、お尋ねします。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 具体的に日常の生
活の中にベニバナ、あるいはベニバナで
できた作品が取り込まれているというよう
なところを目指すものであると認識してござ
います。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） その紅色で染め上げ
た糸でこぎん刺しをして、その作品を家庭
の中に飾るとい生活、今、おっしゃっ
ているのかなと思っておりますけれども、
やはりこれを普及させるには、やはり皆
さんに知っていただくことが一番大事なこと
だと思っておりますので、やはりそのこ
ぎん刺しをする体験する方法、町民の方がど

のような形でそれをするのか、あとは、観
光の方が河北町にいらしたときに、多分こ
れをインターネットなり何なりで知ってい
ただいて、じゃあ糸を買いに行こうとなっ
て、河北町に来ていただくということも起
きると思います。だから、作品も見たい、
糸も買いに行きたいということで、河北町
への来町者が多分増えてくるのではない
か、これは本当に関係人口なり交流人口の
拡大にとっても期待が持てる施策だなど、
私思っておりますけれども、それを、来
た方がどのようなものか、こぎんってど
ういうふうに刺すのという体験をする場
所、それから、それを指導してくださる
方の体制づくりなどはどのように考
えていらっしゃるでしょうか。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 現在は、このベ
ニバナ活性を目的とした協力隊を中心
に活動しておりまして、今はタペスト
リー作り、これを目標としてやらせて
いただいております。まずはこれをき
っかけに広げていきたいということ
であります。その後、やはり、今
おっしゃっていただいたように、常
に体験できるようなもの、そんな
ものも検討していく必要があると考
えてございます。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） まず、目的が今、
タペストリー作りというのが掲げ
てありますので、それは、それに向
かって進まれているのは大変大事
なことかと思っておりますけれど
も、やはりこの事業を長く続けて
いくには、やはりそういう指導者
の育成というのがとても大事
なことだと思っておりますので、
ぜひその辺のところに力を入れて
これから進んでいっていただきたい
と思っております。

それから、紅ごぎんについては、やっぱり

そういうことで、なかなか聞いた方が作品を見る機会も、作品、今、出来上がった作品を見るところというのなかなか、役場に来たときなんかは受付のところにありますので、「ああ、これか」と感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、資料館なんかにはそういうものは飾られているのですか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 資料館のほうには、売店のほうに一部展示させていただいております。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） やはり皆さんの目につく、これがそうだよということで、皆さんにまず知っていただくことが大事だと思いますので、ぜひそういう展示なんかも充実していただければなと思っております。

ベニバナの食の展開についてであります。食を展開するには、やはり、八景庵が大きくなるのかなと思っております。まず、八景庵は今閉めてありますので、なかなかその食の展開をするには、その場所となる場がないので、なかなか進まないのではないかなと感じておりますけれども、町内の飲食店さんへのアプローチ、例えば、今年、イタリア野菜を使って夏場に展開しましたバジル麺の提供なんかを私はとても感心しまして、これはベニバナにも使えるなど思ったものなんです。そういうことで、この同じような感じのベニバナの開花時期に合わせたそういう町内の飲食店さんへのそういうメニューの発信、何の発信みたいなのは考えておられますか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 今の段階では計画はございませんけれども、まずは町のほうと深い関わりのある八景庵、あとは湯楽亭、そ

ちらのほうでの商品提供をまずは考えていきたいと考えております。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） やはり一番目につきやすい各飲食店さんへのアプローチなんかは、やはり成功例がありますので、バジル麺の展開というのがありますので、やはりこれを参考にさせて、やはり私たちが身近なところでそういうものをいただけるというのが一番うれしいことで、「ああ、ここにベニバナがこんなふうに使われているのか」というのに関心を持たれるのではないかと思いますので、やはりそのような展開も進めていっていただきたいと強く思います。

物産開発についてでありますけれども、答弁の中で物産品の開発を行うために最大50万円の補助金制度がありますということをおっしゃられましたけれども、これを、この制度が使われて、これまでその商品開発をなさった企業とか商品はあるのでしょうか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 この補助金でございますけれども、河北町活力と魅力ある産業・企業支援事業費補助金というものでございますけれども、平成27年度以降、この特産品開発という名目で補助金を交付した件数が5件ほどございます。

内容につきましては、かほくイタリア野菜を活用したカレーなどの商品開発、あとは大吟醸の酒粕を使った旬の魚の西京漬けの製造、あとは、小型レトルト機導入による冷たい肉そばの開発、あとは河北町の特産品を活用した真空包装機の導入、あとは、地元農産品を使った加工商品の開発などの5件ということになっております。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） わかりました。そう

ですね、今、産直なんかに行きますとイタリア野菜を使ったカレーなんかも発売されておりますので、そういうものがそういうふうに使われていたのだなど、今理解しました。

やはり、このようなお土産品、河北町でしか買えないもの、河北町でしか売っていないもの、同じこと言っちゃった、そういうものをやはりしっかりお土産品として確立するというのは本当に大事なことだと思いますので、ぜひその辺も進めていっていただきたい。やはり、なかなかベニバナをうまく商品にするというのは、難しい点が多いかなと思いますけれども、やはり私、この間、あるお店に行きましたら、ベニバナを使った商品が出ていましたので、各企業さんでもいろいろ考えていらっしゃるんだなどは思っておりました。ぜひ、その商品開発も進めていっていただきたいと思います。

ここで、ベニバナの新たな開発にちょっとこれ参考になるのかなと思って紹介したいものがありますので、ご披露します。

私の質問の本文の中でも紹介しました薬品会社との、各企業とのコラボについてでありますけれども、これは化粧品製造販売のアルビオンという会社がやっているところなんです、沖縄由来の植物や海洋資源から化粧品原料を開発して3年度を目指して商品化を目指しているということで、沖縄県うるま市に施設を開設したとありました。沖縄渡名喜村に自生している野生のブドウ、リュウキュウガネブの葉のエキスから美容液への配合を機に沖縄素材に接点を持つようになったとありました。同社は、秋田県藤里町にアルビオン白神研究所などをはじめ、全国に4か所、スリランカにも1か所、研究所を開設して各施設でそれぞれの特性

を生かした研究を進め、新しい化粧品づくりに挑戦しているという記事でございました。やはりこのような様々な情報をうまく取り入れて、この商品開発なり企業とのコラボを考える、ベニバナもこういう様々な効用がありますので、それで、そういうものを自治体だけではできないのであれば、各企業にそういうものをアプローチして、コラボを組んで、商品開発を進めていくという考え方もこれからは大切なことではないかと思えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 先ほど町長答弁にもございましたけれども、商品開発等につきましては、基本的には企業のほう、事業者のほう为主导というようなことと考えております。そちらのほう、その事業者さんからの問合せ等につきましては、積極的に対応して、県・国との橋渡し等を進めていきたいと考えております。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） ありがとうございます。

それでは、地域おこし協力隊のほうの再質問に入らせていただきます。

地域おこし協力隊員の活動については、町の広報紙、「地域おこし協力隊が行く」などで紹介されていますので、私、よく見させていただきます。それでは、河北町では、この隊員を募集するときの基準、そういうものは何かおありなのでしょうか。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 町の事業として必要とする事業メニューを掲げまして、それに対して募集をしていくというやり方を今取っております。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） やはり、こういうことをしてほしい、こういう活動に参加してほしいということで、今現在、採用されているということですが、本年度、令和3年度に任命された方は、地域商社事業に前から興味がおありで、ぜひ私を採用してくださいみたいな感じの意図があって、意思があって、もちろん皆さん意思があつてのことでしょうけれども、こういう、この仕事をしたいと入ってこられる方法というか、そういう方法というのは、今まで言われた方法とちょっと違うのではないかなと私感じるんですけれども、そのようなことはないですか。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 地域商社事業につきましては、町としても、地域商社につきましても、河北の地域を牽引する事業でございますので、町としても必要だということで、その目的を掲げまして募集をしたところでございます。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） 分かりました。大変力強い隊員さんだと聞いておりますので、活躍が期待されます。

支援する取組についてでありますけれども、隊員さん、こちら河北町では隊員のOBさんというのがまだいらっしゃいませんので、その隊員さんをいろんな面で支援するという体制が整っていないのではないかと私は思っております。やはり、その方が定住に向けての支援というのは、町とか、関係する団体さんとかという方ももちろん大切ですが、私は、住民の方々との接点、住民の方たちがその方をやはりよそ者の目で見ない、きちっとした河北町民として受け入れてくれるような、そういうシステムがないと、やはり移住までつないでいくこ

とができないのではないかと思っておりますけれども、そのようなシステムというのはなかなかつくれないものではないでしょうか。それとも、そういう関係はもう構築されているのでしょうか。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 システムということにはならないかとは思いますが、それぞれの活動に当たっていただく上で、たくさんの町民の方と触れていただいていると思っております。例えば、新規就農支援に関しましては、様々な農家のところに訪れて、今、You Tubeなどで発信させていただいておりますけれども、そういったところでの交流、あるいは、ご本人が就農に向かって今研修をしているところでもありますので、いろいろな教を乞う、そういった場面が多々あるかと思えます。地域商社事業につきましても、町内の事業者さんの声を聞く、そういった接点がありますので、そういったところで町内の方との交流は図られているものと考えてございます。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） とてもうれしい限りでございます。そういう関係が大変大事なことだと私は思っております。

隊員さんが活動を活発にしたり、いろんなことで悩みを打ち明けたりするには、やはり仲間が必要ではないかと思うんです。ですので、河北町では隊員さんを増やすというお考えはあるのでしょうか。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 もちろん、たくさんの方がお越しいただければありがたいと思っておりますけれども、町として必要なもの、そういった視点で募集をかけて、今のところそういったスキームになってござ

いますので、あるいは、町として必要なもので、協力隊員を雇用するには、そういった募集をする方法と、もう一つは町としてこの仕事をしてほしい、この人という委託をするというやり方もあるようでございますので、そういった方向で町としての事業を明確にし、それに基づく隊員を募集、あるいは委託していくという方法が今後考えられると思っています。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） やはり仲間がいらっしゃるといことは、とても隊員さんにとってもうれしいことですし、やはり全国的な数を見ましても、30人、40人と取っていらっしゃる自治体もございますので、いろいろその地域によって考え方はあるでしょうけれども、いろんなやり方を構築して、考えていただいて、隊員さんが元気に活動していただく、その延長に定住があるという方向にもって行っていただければなと思っています。

今、いろんな仲間の話なんですけれども、ちょっと調べましたところ、地域おこし企業人、または、これを地域活性化企業人という制度があると認識しましたが、これはどのようなことでしょうか。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 地域、企業人関係でございますけれども、これにつきましては、企業人材派遣制度とも呼ばれまして、地域の企業のノウハウを取得するために、企業から人材を派遣してもらおうと。それに対して上限560万円ですか、それをお支払いして、この財源としましては、特別交付税措置があると、こういった制度もございます。また、もう一つですけれども、企業版ふるさと納税、こういったものもございまして、これに人材派遣型、こういったもの

もございます。ただ、これは、定住というよりも、どちらかという企業ノウハウ、町にないもの、こういったものを取り入れていくということが主なのかなと考えてございます。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） 私もちよっと調べてみました。調べたところ、令和3年4月時点でのあれですけれども、平成26年から始まったのでしょうか、平成26年、受入れ自治体17自治体、企業人数が22人でありました。それが、令和元年になりますと、65自治体で受入れを始まり、95人になっております。令和2年では、98自治体、148人となっておりますので、これは協力隊と比べましたらまだまだ活用されていないというか、数字的には低いものだなと思っています。

それでは、山形県内でこの制度を活用している自治体はありますか。また、どのような分野での活用でしょうか。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 この制度自体については、県内では活用しているという自治体はないと承知しております。ただ、民間事業者というところでは、今年の10月にですか、酒田市のほうで飛行機会社さんから5人派遣して、そういった例がありますけれども、この制度ではないと認識してございましたけれども。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） 分かりました。ありがとうございました。

最後になりますけれども、ここでちょっと町長にお尋ねをいたします。

町長はベニバナにどのような思いをお持ちでしょうか、お聞きいたします。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 ベニバナについては、もう一貫

して雛とべに花の里ということで、そのベースに置いております。今、本当に脈々と河北町に最上川の舟運文化も含めて、ベニバナ文化が息づいているわけで、河北町の強みは、それで栄えてきたという歴史もありますけれども、おひな様にしても、紅染めにしても、今、今日的に直面している課題はありますけれども、脈々と今の生活に息づいている、まさに文化として根づいているというところが河北町の強みであり、そこが我々として引き継いできた宝かなと思います。

今もそれに関わって、様々活動していただいている方が多くいらっしゃいます。そこをばねにして、今、質問の、一般質問の冒頭でも細矢議員からもありましたけれども、日本遺産、そして日本農業遺産、さらには、今度、世界農業遺産へと、申請段階へとなっております。そういった意味で、山形県全体でベニバナについて大きくこれから光を当てていく、また新たな取組に発展していくんだと、これを河北町にとっては本当に埋没を気にされている方もいますけれども、河北町の強みを生かして、今の山形全体のベニバナへと向かうことのと、河北町を大きくクローズアップしていく好機だというふうにも捉えております。そういった意味で、これまでの歴史、携わってきた方々の、引き継いできた方の努力、そして、今の生活に根づいている、そこを強みとして頑張っていきたい。まちづくりの大きな切り口になっていくと、していかなければならないと考えております。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） ありがとうございます。終わります。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 失礼しました。地

域活性化企業人、企業人材派遣制度のことですけれども、令和2年度では県内の実績はございませんけれども、令和3年度、山形市、尾花沢市、鮭川村で進めているようでございます。ちょっと内容については把握してございません。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） ありがとうございます。終わります。

○漆山光春議長 以上で、12番細矢誓子議員の一般質問を終わります。

ここで10時15分まで休憩とします。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時12分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、11番石垣光洋議員の一般質問を行います。

「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項の1は、農業政策について伺います。

質問要旨の1として、米価下落に対する認識と対策について伺います。

2021年9月10日、JA全農山形は、1等、60キロ、2020年産から比べて2,200円低い1万円ということで示されました。農協概算金は9,500円で、2,200円の減であります。米需要が年間10万トン減っていることに加え、新型コロナで打撃を受ける外食産業が復活していない現状を踏まえ、引き下げられました。

新型コロナウイルス禍で外食産業が大幅に減少し、全国的に米在庫が過剰となっていることが響いたと考えられます。

概算金の減により、農家の資金繰りが厳しくなり、離農が相次ぐ事態は避けなければなりません。

質問要旨の1として、米価下落に対する認識と対策について伺います。

質問要旨の2として、米価下落に伴う営農相談窓口の設置について伺います。

生産意欲の減退につながらないよう、営農支援に全力を挙げてほしいと思います。農家経済に大きな影響が懸念されるため、営農相談窓口を設置すべきと思いますが、考えを伺います。

つなぎ融資の案内、収入保険の紹介、所得確保に向けた栽培品目選定やコスト削減技術の助言などを行うべきですが、考えを伺います。

次に、質問事項の2として、コロナ禍での河北町での子ども政策について伺います。

新型コロナの第5波は収束しましたがけれども、まだコロナ禍は続いております。行事や課外活動の制約などが既に1年半以上に及んでいるだけでなく、親の減収や失業、在宅勤務など、家庭環境も大きく変化しており、発達や学びだけでなく、精神面や虐待など、様々な問題が指摘されています。

子ども・子育て支援については、根本的な課題があると考えます。教育と福祉が分断されていて、子育てを支援する原理が浸透していないのではないかと思います。地域包括的で切れ目のない支援が行いにくい基礎構造を有していると考えます。それをコロナ禍がより一層浮かび上がらせたと思います。

子ども・子育て分野が他の分野と違うのは、実施主体が県と町とに分かれていることと、行政が一つ一つのサービス利用を決定していることです。

保育・子育て支援・母子保健は町、虐待・社会的養護は県、障がい児支援では、通所は町、入所は県となっている上、町長部局と教育委員会部局との切れ目もあります。

さらに、子供の制度は子ども・子育て支援、子ども家庭福祉、母子保健、障がい児支援、保険医療、教育など、様々な仕組みが乱立し、統一性が取れず、多くの壁や切れ目ができてしまっています。本来、総合的に見ていかなければならないのですけれども、整合性を図っていく必要があると思います。

課題はありますけれども、コロナ禍での子ども政策について伺います。

質問要旨の1として、子ども・子育て世帯をどう守るのか伺います。

地域の未来そのものである子供や若者、そして子育て家庭をどう守っていくのか、町の政策としてお伺いします。

質問要旨の2として、子ども・子育て支援施策への影響をどのように受け止めているか伺います。

コロナ禍によって、子供の問題、子育てや親子間の問題、子ども・子育て支援をめぐる根本的な課題があり、それをコロナ禍がより浮き上がらせた形です。

令和3年版厚生労働白書では、コロナ禍での社会生活への影響を特集しています。認定こども園や放課後児童クラブ、子供の貧困、ヤングケアラーなど、福祉の理念と教育の理念を合わせ、その連携や役割分担、融合の在り方を考えていかなければならないと思います。

町の役割は、子供が関わる様々な場面でまちづくりの視点から子供と家庭を支えるために地域資源をつなぎ、面で支えることだと思います。

質問要旨の2として、子ども・子育て支援施策への影響をどのように受け止めているか伺います。

次に、質問事項の3として、町長の町政に対する現状認識や今後の展望などについて伺います。

誰もが幸せになることを諦めずに追求していく、それを後押ししていくのが行政の役割ではないかと思えます。

町民の安全や命を守り、情報をどのように円滑に届けていくか、町民を誰一人取り残さないで、いかに迅速に対応していくかが課題になると思えます。

町長の立候補のときのまちづくりの目標として、「動く つながる 夢叶う」みんなで実現する活力あるまちづくりを進めますとあります。

その中で、町民に寄り添った温かい行政サービスで、対話と町民に寄り添った行政サービスとまちづくりの手法の中に掲げています。

まちづくりの柱の中では、農業政策では、安心して農業を続けられる支援とあります。商工観光業では、最新技術、情報通信技術を活用したものづくり、商品開発とあります。子育て支援では、子育て中の若い世代に寄り添った子育て支援、子供の学びと成長を第一に考えた教育、小学校の在り方、高齢者、要介護者、障がい者に寄り添い、みんなで見守り支える生活支援を掲げています。

このコロナ禍では、どれも待ったなしの政策課題だと思えます。

そこで、以下の3つについてお伺いします。

質問要旨の1として、農業・商工業に対する施策について伺います。

コロナ禍の施策として、数々の対応策を取ってこられました。現状を見ますと、決して十分とは言えないわけであり。その中で、国の施策や県の施策を見据えながら対応してきたわけですが、いまだ収束が見えない中、第6波も懸念されるところであります。冬は夏よりも感染者が増える傾向にあります。現にヨーロッパではロック

ダウンをしている国もあります。そのような中、町民の働く場である商工業や農業の現状について、どう認識しているのか伺います。

また、今後の商工業の、農業の展望についてどうなっていくと考えているのか、今後の町の対策をどうすべきと考えているのか伺います。

質問要旨の2として、少子高齢化対策について伺います。

質問要旨の3として、公共施設について伺います。

人口減少、少子高齢化の下、公共施設の再編は課題であります。実情を話して意見を聞き、理解をしてもらうことが大事だと考えます。

以上、町長答弁の後、再質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

○漆山光春議長 11番石垣光洋議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 11番石垣光洋議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、農業政策についてお答えいたします。

まず、米価下落に対する認識と対策でございます。

農林水産省によりますと、全国における令和3年産主食用米の作付面積は、令和2年産と比べまして6.3万ヘクタール減の約130万ヘクタールとなっております。需給安定に必要とされる水準ということでございますけれども、しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、議員のご質問にもございましたように、中食・外食需要が低迷し、令和2年産米の在庫を多く抱える状況となりました。農水省の見通しでは、令和4年6月末の民間在庫は216万ト

ンで、適正水準とする180万トンから200万トンを上回ると見込まれております。

そのような中、JAさがえ西村山が農家に示しました令和3年産の米の概算金は、県産ブランド米「雪若丸」が前年比で60キロ当たり、いずれもになりますけれども、2,300円減の1万円、主力の「はえぬき」が2,200円減の9,500円となったほか、全国トップブランドの「つや姫」については600円減の1万5,800円となっております。

申すまでもなく、本町にとって稲作は農業の基幹分野でございます。稲作経営の安定が図られなければ、農業、さらには地域経済にも大きな影響が出かねないと懸念しております。

これに対して、町では、これまで県と連携いたしまして、稲作経営の維持・安定のために必要な運転資金の融資支援を実施するため、10月臨時会をお願いしまして、補正予算を上程し、ご可決をいただいたところでございます。さらに町では、概算金が大幅に減ったことや、新型コロナウイルス感染症からの世界的な経済活動の再開による原油価格等の高騰による稲作に必要な資材の高騰もあり、経営がさらに厳しい状況に置かれることも踏まえまして、今後とも稲作農家が次期作に意欲を持って取り組めるよう、町単独で、令和3年産米の生産の目安に従って生産に取り組んでいただいた生産者に対しまして、10アール当たり2,000円を支給する稲作経営緊急支援交付金をこのたびの定例会で予算案に計上させていただいているところでございます。

2点目の、米価下落に伴う営農相談窓口の設置でございます。

このたびの米価下落については、営農全般にわたる相談として町の役場の農林振興課が窓口となって農家から相談の受付を行っ

てまいりたいと考えております。稲作の技術や専門的な経営の内容、融資支援や収入減収を補填する収入保険に関することなど、様々な相談内容が想定されますので、県の西村山農業技術普及課やJAさがえ西村山、さらには山形県農業共済組合と連携して対応して相談に当たってまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍での河北町の子ども政策についてお答えいたします。

1点目の子供と子育て家庭をどう守るかについて申し上げます。

長引くコロナ禍の中で、河北町に限らず全ての子供たちは行動、活動に大きな制限がかけられ、多くのストレスを抱えていることは十分承知しているところでございます。

令和2年3月に政府から要請された学校の一斉休校に伴いまして、令和元年度の3月から令和2年度の5月の連休明けまでの期間、町内小中学校休校の措置が取られました。町では、日中仕事で休校中の小学生の面倒を見られないご家庭のために放課後児童クラブを朝から開所し、休校中の学校職員や町の子育て支援センターの職員なども協力しながら子育て中のご家庭を支援してまいりました。

また、保育施設や放課後児童クラブに対しまして、感染防止のための物品を購入する費用などを助成するなど、子育て関連施設で預かるお子さんの感染防止対策を行ってまいりました。さらに、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた児童手当受給世帯に対しまして国が支給する臨時特別給付金に町が上乘せして支給するなど、経済支援も行わせていただきました。また、高校生のおられる世帯にも町単独で高校生等緊急支援給付金を支給したところでございます。今年度も、令和3年度

臨時特別給付金事業として、児童手当本則給付世帯に対して給付金を支給する準備を今、鋭意進めているところでございます。

このように、国、県の施策を踏まえながら、町独自の人的、経済的支援を行い、子育て関係者と意見交換を行いながら現状の把握に努め、町の子供たちと子育て家庭を守る取組を行ってきたところでございます。

2点目の、子ども・子育て支援施策への影響をどのように受け止めるかという点でございます。

新型コロナウイルスの感染が拡大したときは、保育園や小中学校の学習活動に一定の制限がかけられ、公共施設の利用も制限が余儀なくされました。この時期は、子供たちは少なからずストレスを抱え込んだのではないかとも思っております。

児童保育施設等では、感染対策としてこまめな消毒や手洗い、換気、検温など、通常の業務に加えて新たな業務が加わり、お子さんが感染しないよう、感染症発生以前よりもさらに細やかな気配りを徹底しなければならず、精神的な疲労も大きく、職員の方々の負担が増したのも事実でございます。

町におきましては、健康福祉課の子育て支援サイドと、あと教育委員会、各学校、保育現場、密接に連携しながら対応を取らせていただきました。引き続き、コロナの感染状況を注視し、関係者と協力しながら、保育・学校現場の状況を常に把握し、子供たちに寄り添い、新型コロナウイルスに負けない子ども・子育て施策を町として実施してまいりたいと考えております。

次に、町政に対する現状認識、今後の展望などについてお答え申し上げます。

まず、農業・商工業に対する施策でございます。

本町の基幹産業である農業につきまして

は、令和2年7月の豪雨災害によりまして、農地9か所、325ヘクタールに及ぶ冠水をはじめとしてこれまでにない甚大な被害を受けました。また、これに続いて、豪雪、さらには4月の凍霜害によるサクランボを中心とした農作物被害、立て続けに災害に見舞われ、そして、今、コロナ禍の影響などにより米価の下落等の状況下に置かれていると、厳しい状況だと認識しております。

これらの対策として、令和2年度の予算でも定例議会での補正予算のみならず、適時、臨時議会をお願いし、機動的に対応させていただいたところでございます。特に、令和2年7月の豪雨災害に見舞われた農家の皆さんに対しましては、東北農政局、県からも支援策などを会議に出席していただき説明をいただきました。町としてはもちろんでございますけれども、関係団体、そして、国、県の関係機関と一緒に頑張って営農の再開、継続の支援に当たらせていただきました。

度重なる自然災害、また、これも災害と言えるかと思っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響など試練を乗り越え、更なる安全・安心な河北の農産物を生産できる環境づくり、営農意欲を後押ししていく必要があると、また、農産物の高品質化を推進していかなければならないと考えております。今後の河北町の農業を考える際には、担い手不足に対応するため、スマート農業による先端技術の導入や国内市場の縮小化を見据えた農畜産物の輸入の拡大、さらには環境負荷軽減に資する「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた推進などが今後を展望した鍵を握ってくると考えております。

次に、商工業でございますけれども、コロナ禍以前と比べますと、まだまだ回復し

ているとは言えない状況で、特に夜の飲食店、飲食店に関わっている業種の方々には、先が見えない状況が続いていると認識しております。製造業につきましては、会議や商談などにおいて、まだまだリモートでの対応が続いており、国外からの部品が入らず、製品として出荷できないものもあると把握しておりますけれども、少しずつ回復しているという状況も伺っております。

町では、これまでも様々な支援策を講じてまいりましたが、今、落ち着いているという状況は、国内的にはございますけれども、一方、新たな変異株の動向、これに対する警戒感も急速に広まっております。冬場を本格的に迎えていくということもございます。そういった意味で、今後におきましても、第6波を見据えた中で、国、県の動向、支援を注視しながら町としてのウィズコロナ、そしてアフターコロナも見据えた対策を検討していく必要があると考えております。

河北町の農業・商工業につきましては、第8次河北町総合計画の中でも触れております地域経済を活性化するものとして、地域資源を活用した農林水産業・商業・工業・観光の連携を図り、都市部との交流の活発化を努めることが重要と考えております。

今後、令和4年1月、年明けて1月設立を目指しております河北町の農商工観光推進ネットワーク会議を核とした活動を活発化しながら、本町の基幹産業である農業の活性化と農業者の所得向上、さらには次世代につながっていく商工業、さらには観光業との連携も踏まえた地域産業の活性化を推進してまいります。

今年、災害、昨年から災害、そしてコロナの影響ということで、なかなか厳しい1

年ではございましたけれども、そういった中で、農業分野、商工業分野、ものづくり分野、技術分野におきまして、河北町、いろんな先駆的な取組方をされている方の表彰ラッシュも続いた年であったと、非常に明るい話題も多々ございました。町外からも注目いただいております。そういった意味で、河北町の産業界、農業も含めた産業界には力があると思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいと、後押しをしていきたいと考えております。

2点目、少子高齢化対策について申し上げます。

本町の最近の出生数でございますけれども、これも何度か触れてきましたが、平成28年度に113人、平成29年度、120人、平成30年度は98人、令和元年度、88人、令和2年度は82人と、10年前の年間150人前後の水準から見ても、厳しい出生数が続いております。また、令和3年4月における65歳以上の人口は6,654人、全体の37.2%を占め、独り暮らし高齢者は713名、高齢者人口の10.7%となっております。今後、65歳以上の年齢は2025年ピークを迎え、それ以降、74歳以下人口全体数は減少していく見通しでございます。2035年までの10年間は、75歳以上の高齢者の方が増加すると、そういう中で増加していく、そういう見通しになります。このように、高齢者人口、とりわけ75歳以上の方々が増加し、一方、出生数については減少という中で、全体的に人口減少が加速し、人口減に歯止めがかからない現状であると言わざるを得ません。少子化対策として子供を産みやすく、育てやすい環境づくり、また、子育ての中でも就業機会の創出を図る手立てを拡充することが必要であると考えております。あわせて、若者に魅力のある住環境の整備促進など、若者の地元回帰と転出

抑制を図る施策を進め、若者の定住化にもしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

令和3年度から子育てに係る経済的な負担を軽減し、安心して子供を産み育てることができる環境の整備を目指し、かほく安心子育て応援事業として、出生時に10万円、小学校入学時、中学校入学時、それぞれ5万円を支給し、子育てを支援しております。また、届出保育施設等の認可化や保育料の段階的無償化などにより、保育環境を充実し、働きながら子育てできる環境整備に努め、0歳児保育についても届出保育施設等利用者への利用料補助や認可施設での0歳児保育開始などにより、子育て世帯への様々な支援を進めながら、子供を産み育てやすい環境の整備に努めております。

高齢化対策といたしましては、高齢の方々がいつまでも生き生きと暮らせるようサロン事業や介護予防事業を展開するほか、豊かな知識や経験を生かして、就労や地域活動に参画できる機会を設けることが大切であると考えております。今年度、町内4か所目となる高齢者の方々の居場所づくり事業を田井・溝延地区に展開いたしました。現在は、コロナ禍で事業の縮小を余儀なくされているようではございますけれども、いきいき桜会のミニデイサービス事業は人気を博しており、今後とも町民の方々が生き生きと暮らせる事業を展開してまいりたいと考えております。

3点目の、公共施設について申し上げます。

公共施設は、道路、橋梁、上下水道施設、学校、集会施設など多岐にわたります。町民の福祉を増進する目的をもって利用するための施設であり、その用途については、避難施設など多様な機能が求められる施設

でもございます。町では、公共施設等を総合的かつ計画的に管理を行っていくために、町の公共施設等総合管理計画、町の公共施設等マネジメント計画などを策定し、施設の現状を把握し、各施設において長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化など計画的な取組を進めております。

老朽化に伴う維持補修費の増加、人口減少等によって自主財源である地方税収入の伸びがなかなか見込めない中で、これらの公共施設等を将来にわたって現状のまま全てを維持・更新することは厳しい状況にあると言わざるを得ません。そのため、今後の公共施設の在り方を考える上では、老朽化等の現状を的確に捉え、将来の利用ニーズを見据えた中で、地域の皆様、利用者の皆様との対話を積み重ねながら、公共施設の適正な配置と計画的な長寿命化、さらにはリノベーションなど、町民のニーズ変化に対応できる施設の整備、再編に努め、持続可能で暮らしやすいまちづくりに資する公共施設のマネジメントを進めていく必要があると考えております。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 答弁ありがとうございました。それでは、再質問を行います。

営農相談窓口については農林課が担うということで、全ての面、情報については農林課が担うということでした。

そこで、重複する面もあると思いますけれども、もう一度お伺いしたいと思います。

米需要が年間で10万トン減っていることに加えて、新型コロナで外食産業が回復していない、こういうことは町長答弁でも同じような認識でございます。米需要の減少と

というのは、人口減や食の多様化で年々減少してきていたわけですが、今回のコロナ禍でそれが大幅に減って在庫が増えたというのが現状だと思います。

先ほど、町長の答弁でも全国的な減少ということでの数字の提示がございました。そういう中で、営農支援には全力を挙げてほしいと思います。

それで、今回米価が減少したことについては、国の収入減少影響緩和策があります。減収分の一定額は補填されるのですが、来年の5月から6月の間で、対象者は振り込まれるということになると思います。それまでの間での対策として、先ほどもありました、町長答弁でもありましたけれども、補助、一俵当たり幾らという補助が町としても可決されましたけれども、今回もまた、この定例会でも10アール当たり2,000円の議案が出ております。そこら辺、町の施策が行われているわけです。そういう中で、このならし対策ですが、ならし対策のイメージとして、標準的収入額、あと販売収入額との差の9割を補填するもので、20%の減収まで対応ということで、各農家は加入していると思います。ですが、米価、今回のように1万円を下がれば、米農家は経営がもたなくなるということで、大規模経営、まあ大規模経営といっても、諸外国に比べれば小さいものですが、10町歩、20町歩、30町歩経営の農家がますます経営難に陥るわけでありまして。諸外国、特にアメリカやヨーロッパでは、十分な収入補填制度があります。ヨーロッパの場合ですと、所得に対して補助率が200%を超えるとかそういう国もありますけれども、日本では価格補填の仕組みがないし、十分な収入補填の仕組みがありません。そういう中で、様々な仕組みのない中、収入保険制度、

先ほど共済連とも連携して対策を行うということでしたけれども、収入保険の場合は、農家の収入保険に入っても、過去5年間の平均収入より下がった分の81%が補填される、そういうだけの仕組みです。

今回、もともと米価については、全国平均というか、いろいろ数字はありますけれども、既に米価は生産費を下回っていて、かつ趨勢的に下落している状況でした。そのような中で、過去5年の平均米価を基準にしたら、そもそもコスト割れになるわけです。それで、過去5年の基準そのものも底なしに下がっていくことから、底なしで低下する、こういう状態になります。基準との差額の81%を補填してもらっても、これはセーフティーネットにはなり得ないわけがありますけれども、そういう中で営農相談が大事だと考えております。

設置については、農林振興、私の質問であった営農相談窓口については農林振興課が担うということでした。こういういろんな相談があると思います。その中で、今回、最近の報道ではありますけれども、転作面積の拡大について報道があります。転作面積については、飼料米の作付が最も取り組みやすく、転作拡大の切り札ではありませんけれども、この飼料米の作付を促すべきことについてお伺いしたいと思います。

麦や大豆などの定着性が高い需要のある品目を作付することを求められる場面もあると思いますけれども、当面の転作面積の確保のためには飼料米が取り組みやすいと考えるからであります。大豆など需要の作物への誘導、あるいは農家の所得安定につながるためには、もちろん大切なことではありますけれども、大豆の生産には専用の機械が必要で、投資が必要です。すぐには増やせるとは思いません。大豆の面積を増や

すとなると、専業農家にしわ寄せがくることとなります。これまでの転作に加えて4%ほど多い面積の転作ということを考えると、取り組みやすいのは飼料米だと考えます。飼料米の作付を促すべきことについて考えを伺いたいと思います。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 町長答弁もありましたけれども、まずは令和3年までの政策とそれ以降のことについて、ちょっと分けて整理させていただきたいと思います。

令和3年度までの政策については、農林振興課のほうで窓口になっていくということで確認をさせていただきたいと思います。河北町は特に令和2年の7月頃から立て続けに災害に遭っているということで、農家の経営にとっては本当に深刻な状況になっていると考えています。今回のコロナウイルスに関しまして、米が、米価が下がっているなど条件はあります。それらも含めまして、町のほうの農林振興課のほうで県のほうも窓口を設けて対応しております。JAさがえ西村山、あと山形県農業共済組合など、協力して情報を共有しながら令和3年のこれまでの対策ということで考えていきたいと思っております。

今後についてでありますけれども、令和4年作について、12月3日に山形県の再生協議会で山形県で取り組んでいく生産の目安が公表になって、各市町村のほうに今、配分が来ております。令和4年作についても河北町につきましては令和3年と比べまして、トン数でいうとマイナス224トン、面積で35ヘクタール、さらに転作しなければならないと、大変厳しい状況になってございます。それらを踏まえて、令和4年に向けて今後対応していかなければならないわけであり

ますけれども、河北町としてはこれまで飼料作物などで転作をしているわけでありまして、そのほかに伝統的に大豆、枝豆などを取り組んでいるということも踏まえて、今後、町としてどういうふうにして令和4年に取り組んでいくかを考えていかなければならないということでもあります。河北町の農業再生協議会を通しまして、今後、1月、毎年月中旬頃になりますけれども、河北町で取り組む生産の目安の仕方を考えて対応していくという状況になります。それに備えて町のほうの水田営農協議会などで相談をしながら今後の令和4年作に対応していきたいと考えてございます。

例年ですと、山形県の生産の目安については12月末で示されてきたわけでありまして、令和4年作については12月3日に示されたということで、早めに対応していただいたということで、少しは時間の余裕がありますので、令和4年作に向けてどのような対応策をしていくか検討していきたいと考えてございます。

○漆山光春議長 「石垣光洋議員」

○11番(石垣光洋議員) そこら辺についてよろしくお願ひしたいと思います。場所的に転作は難しい場所というのいろいろありますけれども、そこら辺を除いた部分での転作ということになると、大規模農家にまず転作の要請、面積の割増などの要請が、例年ですとありますけれども、これまで随分とそういう割当てについては、大きな農家は協力してきたわけでありまして。そういうことを考えると、今回のような大きな転作ということになると、やはり大豆作のような機械装備が必要な作物以外のものとなると、やはり備蓄米とか飼料米とということになるわけでありまして。そうなる、備蓄米や飼料米であると、専業農家でなく

でも取り組めるわけでありますので、そこから辺の周知や推進などはお願いしたいと思います。

あと次に、転作についてまたお伺いしますが、最近、農林水産省ですか、転作助成のルールが変わることの周知、変わることについてお伺いしたいと思います。今も質問しましたけれども、水田活用の直接支払交付金についてですが、今後5年で水張りをしなかった農地は交付対象としないとの報道があります。2022年から2026年産で一度も水張りが行われない農地は交付対象としない方針を示したとの報道です。

溝延の農地を見れば分かると思いますけれども、転作作物がある程度固定化している、あるいは、そういう場面もあります。あと、これに対して水田の畑地化や水稲と転作作物のブロックローテーションの推進を促すとのことであります。これについては、詳細なルールはまた農林課から示されると思いますけれども、今、1月中旬頃、面積の配分にはなるんだろうというお話でしたけれども、春先の播種や農作業の忙しいときになかなか農家としては情報に近づくことが難しいのが現状です。作付が終了した6月頃にさらなる用途の変更、深掘りが求められることがないように、対策を早急に示していただきたい、そういう努力をお願いしたいと思います。播種前までに転作のルールが変わったとすれば、周知すべきと考えますが、対応についてお伺いします。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 先ほども述べましたけれども、今後、町の再生協議会、水田の営農協議会などを通して町の取組を決めていくということになりますけれども、その中で決めていくことになりますけれども、国のほうからは正確な情

報がまた、通知がないところでございます。報道で、農業新聞などで報道がありますけれども、それらになるような、多分、結果にはなると思いますけれども、今後、令和4年の1月頃に農家のほうに生産の目安を示していくこととなりますので、それまでには対応を十分検討していきたいと考えてございます。

○漆山光春議長 「石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） よろしくお伺いしたいと思います。

次に、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、町として子供の少子化対策、あるいはいろんな面での対策について県と協力しながら町独自の政策も行っているということでの答弁がございました。そういう中でやはりこういう子供対策というのは、本来であればユニバーサルサービスとして国が行うべきなのでありますけれども、どうしてもこの不足分に対しては基礎自治体である町が補助事業を財源を苦労しながら行っていかなければならない、そういう現実があります。それに対して、町長もご苦労なされているということで答弁がございました。子供を産みやすく、育てやすい環境の構築、あるいは若者に魅力ある住環境、定住環境に取り組むということでした。

昨日の答弁の中で、子育て世帯に対する町営住宅の提供ということも考えられるということには答弁がございました。それと付随してですけれども、若者に魅力ある定住環境として、町として18歳以上の人たちも入れるような公営住宅の整備などは考えられないのか、お伺いしたいと思います。

ヨーロッパなどではほとんど、諸外国に比べて日本、先進国に比べてですけれども、日本の場合は住環境、公営アパートの割合が随分低いというのは、周知のとおりだと

思います。その中で、若者の、日本の場合は親元から離れられないとか、あるいは、就職してもアパート代が払えないとか、そういうことで独立、あるいは生活設計が大変な場面があります。そういう中では、昨日の能弁の中にありました子育てしやすい住環境ということで、子供のいる世帯への住宅整備という方向もあるということでしたけれども、単身者、若者に対して住宅整備などについては考えられないのかお伺いしたいと思います。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 若者世帯のそういった住環境の整備ということで、今、町のほうで箱物を造ってという部分での、今、長期的な見通しは今のところないという部分もあるんですけども、まずもって新たに自分の持ち物として建てるものに対して支援策などについては既存のものなどもございますので、そうした中で今後さらに現状分析をしながら、町のほうででき得るというものの対策については考えていく必要があると思います。

○漆山光春議長 「石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） ありがとうございます。

こういう公共施設については、やはり町の財政規模もありますので、なかなか大変だとは思いますが、前向き、昨日の答弁だと大分子育て世帯に対しては前向きな姿勢が見えましたので、質問しました。これからもなるべく考えていただきたいと思います。

それで、まず子育てについてまたお伺いしたいと思います。

日本の場合は、先ほども質問しましたがけれども、新型コロナウイルス流行の前から子育て世帯の16.9%に食料が買えない経験、あるいは、

独り親世帯では34.9%と一層高くなる厳しい状況が存在したということです。そのコロナ前でさえ厳しかったのに、コロナ禍ではますます悪化している、そういう中で、子育て罰という言葉があります。子育て罰というのは、子育てしている人、子育てをやっている家庭に対して、税金の面、あるいは支援の面、そういう面でいろんな負担が大きいということです。こういう考えは、まあ20年ぐらい前から欧米では広がっていて、それに対して対策をなされてきたということですが、日本では最近になってやっと子育て罰、あるいは母親に対する罰という考えが出てきたようです。そういう本も出版されておりますけれども、そういう、言葉は悪いですが、子育て世帯への所得配分というのが今まで十分になされてこなかったということでございます。そういう、はっきり言えば子育て世帯への配分が失敗してきている、それが20年前からの少子高齢化につながっているということです。

理由は、若年世帯の低所得化、ほとんどの人が、4割ぐらいの人がもう派遣業、派遣労働者ということ、あるいは、町でもそうですけれども、会計年度任用職員とか、そういうふうに低所得者層が増えています。これは国の制度的なものでありますけれども、そういう中で、税金や年金、社会保障料負担が重くなっている割に、現金給付である児童手当や児童扶養手当の支給額が少なくなっております。先ほど町長答弁で、町としてはできる限り支援はしているということでもあります。河北町では十分と言えないまでも精いっぱいやっているということだろうと思います。これからも引き続きお願いはしていただきたいと思っておりますけれども、これらについてやはりユニバーサルサービスということで国への要請、県への

要請等、お願いをしたいと思っておりますけれども、要請等についてのお考えはどうでしょうか。お伺いしたいと思います。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 子育て、教育、ここはやはり昨日の一般質問のやり取りの中でも申し上げましたけれども、自治体としての責務は十分踏まえた上でございますけれども、財政的にも社会保障全体の中での制約もあり、どうその所得を配分していくかということは、大きな国家的な施策に絡む問題だと思っております。そういった意味で、繰り返しますけれども、やはり財政力、自治体の力によって子育て、教育のところに格差が生じる、あるいは、格差が拡大していくということは望ましくない、国のためにもならない、地方が元気にならなければならない、人づくりというのはその根幹だと思っておりますので、全国知事会のほうでも、全国市長会でも、町村会でも、それらに関する要望事項、入っているわけでございますけれども、そこをしっかりと取り組んでいく必要はあると。私もいろんな場面を捉えて、発言してまいりたいと考えております。

○漆山光春議長 「石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 終わります。

○漆山光春議長 以上で、11番石垣光洋議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩とします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時18分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、9番丹野貞子議員の一般質問を行います。

「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 9番、一般質問を行います。

質問事項の1は、国政、県政、町政選挙における本町の投票率を上げる取組についてであります。

去る11月19日に谷地高校生による第3回高校生議会が行われました。下調べをし、準備を重ね、私たち議員と勉強し、交流を深め、当日を迎えた谷地高3年1組の生徒さんたちは、数週間前に打合せしたときよりも成長されて、皆さん立派でした。若いって素晴らしいです。あのような経験は必ずこれからの選挙において興味や関心を持ち、投票につながるのではないかと信じております。また、今後、議員になる方も出てきてほしいと思っております。

さて、今年10月31日は衆議院選挙の投票日でした。山形県は小選挙投票率が前回に続き全国トップでした。全国平均が55.93%に対し、本県は64.34%、2017年の前回衆院選を小選挙区で2.5ポイント上回ったが、戦後3番目に低い水準で、4回連続で50%台の投票率ということです。

松野博一官房長官は、記者会見で、「投票率が低いことは残念だ」「総選挙で示される国民の意思は今後の政治の方向性を決めるものであり、できるだけ多くの有権者に参画してもらうことが重要だ」と指摘しましたと11月の山形新聞では紹介されておりました。

では、県内で河北町はどうだったかといいますと、68.81%です。高いです。素晴らしい投票率でした。山形県の市の平均は63.0%、郡は69.57%です。しかし、西郡で見ますと、西川町は78.98%、朝日町は72.37%、大江町は74.32%で、70%以上の投票率です。人口の多い市、町ほど投票率は低い傾向とはなっていますが、河北町も高い投票率でしたけれども、もっともっと高い投票率を目指したいものだと思います。

どこに住んでいても、政治に興味や関心を持ち投票することは国民の権利であります。このことを小さいうちから身近なことだと伝えていく教育が大切だと考えます。現在は、18歳から投票権があります。学校のとく習いました、今もそうですが、「人民の、人民による、人民のための政治」民主主義の基本であること言葉は、私たちと政治との関係象徴する言葉です。町を挙げて子供の頃から政治と暮らしの結びつきを考えさせる教育に積極的に取り組むことを提案いたします。

私は、議員になりたての頃、住んでいる地区の溝延小学校に続けて3年ぐらい、小学校5、6年生の授業に呼ばれまして、ゲスト講師になり、議会のこと、議員活動のことを説明し、いろいろな質問に答えながら子供さんたちと触れ合う経験がありました。後でお礼の感想文もいただきました。議員になりたいなどという感想もございました。お互いとても貴重なよい体験でしたけれども、こういう体験、子供の頃に持たせることは非常に大切だと思います。

これらの思いから次の質問をさせていただきます。

質問要旨の1、これまで各種選挙に対して投票率を上げる啓蒙・啓発の取組についてお伺いいたします。

質問要旨の2、少、中、高、一環として各年代に合った国政、県政、町政に興味関心を持たせる教育の現状について。

質問要旨の3、世界、日本、山形県、河北町の将来を担う子供たちの教育課程において、段階に応じた一貫した政治と暮らしの結びつきを考えさせる授業が必要と考えるがどうか。

これからの子供は、グローバル、世界的に活躍する子供たちも増えてくると思います。

しかし、選挙はどこでも行われますので、こういう教育をして身につけさせなくてはいけないと私は思います。

次に、質問事項の2です。

若者・女性・町民総活躍推進についての取組であります。

まちづくり推進課の「若者・女性・町民総活躍推進室」がありますが、近年できた新しい課なので、私にはよく仕事の内容が見えないと申しますか、どのようなことをしながら町民総活躍につなげるのか、目標と取組をよく理解したいと思い、この質問をいたしますが、令和2年度の成果に関する説明書に記載されていたことの内容と、総務産業常任委員会の令和4年度から取り組んでいただきたい事柄とともに、以下の質問をさせていただきます。

質問要旨の1、「河北町男女共同参画計画」を円滑にするための年度ごとの具体的な数値目標・取組・達成度はどうか。

質問要旨の2、女性管理職3割登用の考えについてであります。

質問要旨の3は、河北町女性団体連絡協議会の各活動内容と町の関わりについてであります。

質問要旨の4は、河北地域創造青年会議の活動内容はどのようなものかお伺いします。

質問要旨の5、やまがたイクボス同盟の活動内容と成果はどうか。

質問要旨の6、今後の推進課題と具体的展開についてお伺いをいたします。

今、女性活躍とか、男女共同参画とか言いますがけれども、なかなかその具体的なことが分からないといえますか、見えないといえますか、その取組について説明を求めます。

質問事項の3は、河北町婦人会の活動についてであります。

女性活躍の際たるところ、やはり婦人会という名前は古いとは思いますが、この河北町婦人会は古くからありまして、婦人会・若妻会があり、私も若い頃は若妻会の会員でした。15年ぐらい前から婦人会の会員であります。現在も会員であります。当時は、15年前は、菅原啓子さんが婦人会長でした。次に佐藤明子さんが10年ぐらい会長を務めてくださいました。そして、現在は逸見美和子さんです。私は議員になってから毎年、町の婦人会の総会、そして地元の婦人会総会に来賓としてご案内をいただき、出席させていただいたり、また、会員として役員の仕事が回ってきておりますので、その役員の仕事もしております。私は楽しいなと思ってやっております。

今年は、持ち回り伍長となり、自分の担当のお宅を訪問し、婦人会、赤十字奉仕団、交通安全母の会の集金活動をいたしました。留守宅には何度もお伺いしたりと、なかなかこれは大変な活動です。集金活動が会員にとって一番苦手とする作業ではないでしょうか。いつしか、若妻会もなくなりました。

婦人会の活動は、会長をはじめ各支部長さんと役員になると充て職が多く、役員が回ってくると辞めるケースが多いということです。

昔は一家に一人婦人会員がいましたが、時代とともに女性を取り巻く生活環境も意識も変わり、高齢になり会員が辞めても加入者がいないため会員が減る一方です。このため、その区の活動が成り立たなくなるなどの理由で婦人会から脱退する区が増え、2年後には現在の3分の1ぐらいの会員数になり、活動ができなくなるだろうという心配がされているようです。

今年7月14日、第123号議会だよりにより現在

の婦人会の会長の「わたしの一言」への寄稿がありました。皆さんお読みになられたと思いますが、昨年の豪雨災害時は早朝5時からサハトで炊き出し活動などをさせていただきました。大変ありがたい、町にとってかけがえのない存在でございます。西村山郡では河北町のみが婦人会活動をしています。

このように、歴史的に町に貢献している河北町婦人会がこのままでは所期の目的を達成することが難しくなっています。解散へ向かいつつあると危ぶまれている声も聞かれてまいります。残念なことであります。

こう申しては何ですが、崇高なボランティア精神の婦人会活動をどう進めていく考えなのか、町のお考えをお聞きしたいと思います。

以上のことから、次のことをお尋ねいたします。

質問要旨の1、河北町婦人会の歴史と役割の変遷、また、現状をどのように認識しているか。

質問要旨の2、河北町赤十字奉仕団活動の見直しについて。

質問要旨の3、河北町交通安全母の会の活動見直しについて。

この活動見直しというのは、集金活動が大変な負担になっているということで、こちら辺のところを私は大きく見直しということでお聞きしたいと思っております。

質問要旨の4は、このままでは、所期の目的を達成することが難しくなっているのではないかと。今後の婦人活動をどう進めていくのか。

再質問を保留し、一般質問を終わります。

○漆山光春議長 9番丹野貞子議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 9番丹野貞子議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、国政、県政、町政、各種選挙に対する投票率を上げる取組、啓発について申し上げます。

選挙は、国民が政治に参加する最大の機会でございます。民主主義の根幹をなすものです。町では、住民の一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、投票により政治に参加する意識を持つことが大切であるとして、町の選挙管理委員会による選挙啓発の活動を行っております。

町報、全戸配布チラシ、町のホームページでのお知らせ・啓発や役場への懸垂幕の掲示、広報車、防災行政無線による投票の呼びかけのほか、新たに選挙権を有することになった18歳の新有権者への投票を啓発するはがきの発送、国政選挙では町内のスーパーマーケットやイベントなどで啓発物品の配布を行っております。

また、これから選挙権を有することになる小中学生に対しましては、毎年6月に明るい選挙啓発ポスターコンクールとして、町内小中学校を通してポスターを募集しております。優秀作品を県に推薦したほか、町のホームページでの公開も行っております。さらに、要望に応じまして、町内の小学校に選挙管理委員会職員が出向き、選挙と政治と暮らしの関わりについて説明した後、実際の投票用紙と投票箱を使用して模擬選挙を行う選挙出前講座を実施しております。平成28年に18歳への選挙権年齢の引き下げに伴い、谷地高校生3年生に、令和3年度は溝延小学校6年生を対象に実施しております。

子供の頃に親の投票に同伴した経験のある人は、ない方に比べて投票に行く割合が高

いという調査結果もございます。今後とも、各年齢層に対応した啓発活動を行ってまいります。

2点目、小、中、高一環として各年代に合った、国政、県政、町政に興味関心を持たせる教育の現状ということで申し上げます。また、世界、日本、県、町の将来を担う子供たちの教育課程において、段階に応じた一貫した政治と暮らしの結びつきを考えさせる授業が必要と考えるがどうか、この点について併せて申し上げます。

公職選挙法の改正によりまして、選挙権の年齢が満18歳に引き下げられました。学習指導要領では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として「主権者として求められる力」を掲げております。小学校・中学校・高校の各段階を通して、教科横断的な視点で育成することとされております。

小学校の社会科では、市町村による公共施設の整備、租税の役割、中学校社会科の歴史分野では、民主政治の由来、公民的分野では民主政治の推進、公正な世論形成や選挙など、国民の政治参加との関連を扱うこととされました。また、高等学校では、現代の諸課題に係る学習課題の解決に向け、自己と社会の関わりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成することなどを目指す共通必修科目として「公共」を新設するなど、主権者に関する教育の充実が図られているところでございます。具体的には、小学校6年生になると政治の考え方や仕組み、働きについて学習いたしますが、昨日、北谷地小学校の6年生、議会の傍聴、来ていただきましたけれども、その一環であります。

中学校では、国の政治の仕組みや地方自治

に関して学ぶことによりまして、主権者教育を進めております。毎年行っている生徒会の役員選挙では、生徒自身が選挙事務従事者の役割も担い、投票の際に使用する投票箱と記載台は実際の選挙で使用するものを使い、本番さながらの投票が体験できるよう実施しております。

高等学校では、先月2年ぶりに開催された高校生議会で23人の生徒の方々が6班に分かれて若い世代による一般質問を行っていただきました。参加した高校生の振り返りシートを私も読ませていただきました。町政に興味や関心を持つことにつながったと考えております。こうした社会科における学習を中心に、様々な教科において子供たちに政治と私たちの暮らしの結びつきについて触れる機会、これを通して政治に興味や関心を持つよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、若者・女性・町民総活躍推進についての取組について申し上げます。

1点目、第2次河北町男女共同参画計画を円滑に推進するための年度ごとの具体的数値目標・取組・達成度ということでございます。

平成25年度に「男女が互いに認め合い、一人ひとりの個性と能力を発揮し、自立と共生を目指す河北町」これを基本理念とする計画を策定いたしました。平成31年の3月には第2次計画を策定いたしました。計画期間は令和5年度までの5年間、3つの基本目標に対し20の数値目標を掲げております。

数値目標でございますが、審議会等委員への女性の登用率、地区役員への女性の登用率、やまたが企業イクボス同盟加盟企業数、男女共同参画に関する口座回数などを掲げております。審議会等への女性の登用率につきましては、平成30年度の数値で現況数値

の25.2%に対し、令和5年度の目標値を30%としております。令和2年度の実績は26.2%であり、進捗状況につきましては、目標に達しない厳しい状況にあると認識しております。審議会等には地方自治法第138条の4第3項で規定する付属機関等で、主なものとして防災会議、民生委員推薦会、振興審議会、子ども・子育て会議など、22の審査会等が数値目標の対象となっております。指定された団体のトップを委員としなければならないなど、法的な縛りがあるものもございまして。今後、積極的に女性登用を向上させていきたいと考えております。

2点目、役場における女性管理職の3割登用ということでございます。

男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、これに基づきまして、町における女性職員の活躍の推進、次世代育成支援に関する特定事業主行動計画を策定しております。計画期間は令和3年度から令和7年度までとしております。この計画の中で、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局について、平成28年4月に策定いたしました河北町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主計画の進捗状況を踏まえまして数値目標を設定しております。管理的地位にある課長級職員に占める女性の割合は、令和2年度で6.7%と、全計画の目標値15.4%を達成することはできていない状況でありましたが、課長級への女性職員の任用を進める、そういった視点で新たな目標については令和7年度までの目標をさらに引き上げ、20%以上といた

しました。この目標達成に向けまして、女性職員の職域拡大、キャリア形成を図りながら、また、組織、人事両面からの男女のバランスが取れた人事配置、男性職員も育児休業等を取得しやすい環境づくり、時間外勤務の縮減など、職員の勤務環境に関する取組を推進してまいります。

3点目、町の女性団体連絡協議会の各活動の内容と町の関わりについて申し上げます。

女性団体連絡協議会は、町内の各種女性団体間の連絡調整を図り、女性の社会的地域の向上と社会への参画を促進することを目的としていただいております。組織構成は、婦人会、婦人文化教室、食生活改善推進協議会、消費生活研究会、JAさがえ西村山女性部河北支部、商工会女性部となっておりますが、令和3年度からは消費生活研究会がなくなり、現在は5団体でございます。

町との関わりということで申し上げますと、令和元年度から、若者・女性・町民総活躍推進室の組織改編を行いました。この組織編製の改編に伴いまして、教育委員会の生涯学習課から若者・女性・町民総活躍推進室に業務移管いたしました。会の事務局をまちづくり推進課が所管しております。令和3年度の活動内容は、10月24日にきらやか銀行さんから木商さんまでの道路沿いの清掃活動の実施、本日の12月定例会の議会傍聴、今後は、12月19日に予定されております新庁舎の内覧会、この見学会を予定していると伺っております。

4点目のかほく地域創造青年会議の活動内容でございますけれども、この地域創造青年会議につきましましては、商工会の青年部、河北青年会議所、青年団、JAさがえ西村山の青年部河北支部の4団体から構成され、まちづくり・文化・産業などの分野で河北

町を振興する事業を実施し、地域社会の発展に寄与することを目的として平成28年に発足されております。近年、コロナウイルス感染症の影響により、今年も開催が残念ながらできませんでしたが、夏の夜ににぎわいを持たせてくれる「一夜限りのかほくうまいもの横丁」は、この会の活動となっております。令和3年度は、町産のブドウを使った「かほく生ワインほっこり試飲会」をテイクアウト方式で11月6日に実施するなど、若者の視点、感覚でまちおこしにチャレンジしていただいております。私も大いに期待しているところでございます。

5点目、やまがたイクボス同盟の活動状況と成果ということでございます。

女性の活躍、男性の育児・家事への参画促進など、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる社会の実現を目指し、山形県知事や経済団体などのトップが発起人となり、平成27年にこのやまがたイクボス同盟が設立されました。町では、令和元年度、やまがたイクボス同盟に加盟いたしまして、イクボストップセミナー、民間企業の担当者の方々との情報交換会、加盟企業が一斉定時帰りを実施するなど、イクボス同盟統一行動に参加しております。県内のイクボス同盟の参加企業・団体数は、9月末現在、516組織となっております。町内では、今年度新たに5企業から加盟いただきました。現在、合わせて14企業・団体の参加がござい

ます。6点目、今後の推進課題と具体的展開について申し上げます。

男女共同参画推進の課題といたしまして、家庭・職場・地域で一人一人が持てる力を発揮できる社会づくりの課題や働き方の見直しなど、ライフ・ワーク・バランスの取組を拡大するなど、働く女性の課題、性別

や年齢による固定的な役割分担意識を解消していく意識面の課題があると考えております。

全ての世代の人々が安心して暮らせるよう、各世代がそれぞれ有する強みを生かしながら、多世代のつながりを醸成し、全ての世代の方々が自己実現に向け積極的に参画する社会を構築していかなければならないと考えております。

そのためにも、第2次河北町男女共同参画計画で掲げられたあらゆる分野で活躍できる環境づくり、いきいきと生活できる環境づくり、男女共同参画の意識を高める環境づくり、この3つの基本目標の下、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な分野での女性の活躍の推進、地域における身近な共同参画の促進に引き続き取り組んでまいります。

次に、河北町婦人会の活動状況について申し上げます。

1点目、河北町婦人会の歴史と役割の変遷、また、現状をどのように認識しているかについて申し上げます。

婦人会は、成人女性の修養・趣味・社会活動などを目的として結成された団体でございますが、明治、大正、昭和と時代の変遷の中で女性の活動団体の中心としての役割を果たしてこられたと認識しております。

現在の河北町婦人会は、町内会を単位に組織され、各婦人会の連絡連携を図るとともに、婦人の生活文化を向上し、民主的な明るい社会の建設に努め、地域社会の発展に寄与することを目的に、昭和29年10月の町村合併とともに結成されました。河北町の歴史現代編によりますと、昭和30年代は、し尿処理場の設置運動、町の美化運動、成人病対策運動の一環として食生活改善推進員の設置、乳幼児健全育成事業に愛育班結成と

その推進に努め、昭和40年代には、家庭教育の充実、婦人科検診運動、生活学校の開設による賢い消費者養成に力を入れ、活動の推進に当たってきたとの記述がございます。現在は、主体事業として、施設ボランティア、愛の募金運動、施設への花卉を植栽したプランターの贈呈、炊き出し活動など、協力事業としては、ごみの減量・分別化推進運動、地域での盆踊りへの参加など、幅広い活動を展開していただいております。時代の変化と社会の要請に応じて、地域の福祉や生活文化の向上と社会の発展に寄与していただいていると認識しております。先日も、町に対して災害時に活用する備蓄食料の購入のためにとご寄附をいただいたところでございます。こうした献身的な婦人会活動につきまして、心より敬意を表するとともに、感謝を申し上げる次第であります。

町の婦人会への町内会の加入状況を申し上げますと、本年度は39の町内会からの加入で、会員数は766名と伺っております。平成23年度は、91の町内会で、会員数は2,156名でございましたので、この10年間、52町内会、1,390人が減少しており、会員が年々減少するなど、厳しい状況を伺っているところでございます。しかし、会の存続に向け熱意を持って活動していただいている役員の方々、会員の方々が多くおられることも事実であり、心強く思っているところでございます。

2点目、町の赤十字奉仕団活動の見直しについてと、3点目の交通安全母の会の活動の見直しについては、関連がございますので併せて申し上げます。

赤十字奉仕団につきましては、一般的には、日本赤十字社山形県支部の傘下にあり、赤十字のボランティア活動を通じて地域社会

に貢献したいという思いを持った人々によって、市区町村ごとに組織されたボランティアグループになっております。本町における赤十字奉仕団につきましては、婦人会会員全員が奉仕団会員となっております、山形県では最大の奉仕団でございます。誇りにも思っております。

現在の活動内容は、婦人会活動とタイアップし、病院や公共施設内の清掃ボランティア、プランターを用いた花卉の植栽による美化運動、災害時に備えた炊き出しのための防災訓練への参加や被災地に出向いての支援など、様々な活動を実施いただいております。昨年7月の豪雨の際にも炊き出しを行っていただき、大変な中で本当にありがたく感謝しているところであります。

河北町交通安全母の会につきましては、「交通安全は家庭から」これを合言葉に、家庭における交通安全教育、地域における啓発に取り組んでいただいております。

現在の活動内容については、4月、新入学の児童への街頭指導、また、記念品を贈呈し、7月から9月にかけてはハートフルメール事業、8月はふるさと笑顔帰省作戦、10月には世代間交流交通安全教室や高齢者世帯訪問事業を実施していただいております。このほか、県の交通安全母の会主催の催しや会議への出席、定期的な街頭指導など、交通安全協会連合会事業への協力、さらには、私が会長となっております交通安全推進協議会事業にも積極的に参加、協力いただいております。

赤十字奉仕団、交通安全母の会、どちらも安全・安心なまちづくりの一翼を担う重要な役割を担っていただいております。大きな社会貢献活動として感謝申し上げますとともに、本町にとって必要不可欠な存在として、議員からもありました様々な課題を共

有しながらも、今後ともその活動を応援していきたいと考えております。

4点目、このままでは所期の目的を達成することが難しくなっているのではないかと。今後の婦人会活動についてどう考えていくのかということでございます。

時代の変化に伴い、会員の意識や会の活動に対する考え方も様々出てくるかと思えます。女性のライフスタイルの変化、価値観の多様化、少子高齢化や核家族化による家庭の在り方などの変化が進む中、婦人会への加入者は全国的に減少傾向にあるわけでございますけれども、地域に根差した団体として、また、これまで積み上げてこられた実績、そして、今後ともその役割は大きいものがございます。町政との関わりにおいても、大切な役割を担っていただけることを感謝申し、今後の活動についても期待もしてございます。

組織を維持していく上で、役員のなり手不足という課題に直面していることも承知しております。会の活動の継続に向けて、一緒に考え、町としてもできる限りの応援を行っていききたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。

議長から申し上げます。

9番丹野貞子議員の一般質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩とします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

9番丹野貞子議員の一般質問を続けます。再質問に入ります。

「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 再質問をいたします。

さきほどは、大変ご丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、まず、1つ目の選挙の投票率を上げる取組ですけれども、大体、各学年に応じた取組はよく分かりました。この前も北谷地小学校から来ていただきましたし、溝延小学校も来ていただきましたけれども、ほかの、西部小学校も来ていただいたかと思うんですが、各学校で温度差がある、議会傍聴、小学校ですけれども、あるように感じるんですけれども、そういうことは教育委員会としてはどうしているのか。まあ、1人1回は傍聴に来ていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 町長の答弁にもありましたように、一応、希望制を取って、それを優先して参加させていただいております。各学年は、先ほども説明ありましたように、各教科書会社の内容は、学習指導要領に基づいて編成されております。そんな中で、主権者教育を意識した内容構成になっていますので、各学校ともそんな格差はなく、そういった主権者教育に取り組んでいるところであります。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 分かりました。

皆さんの、各学校で何回でも傍聴に来ていただけることを望みたいと思います。

次に、男女共同参画のことなんですけれども、まずは、令和7年、女性管理職の3割登用についてですけれども、今でも答弁の中からは、令和2年度6.7%と前計画の目標15.4%を達成することはできませんでしたとあるのに、令和7年度は、目標値を20%と、まあハードルが高いように思うんですけれども、これに対しての根拠というか、令和7年度といいますと、あと4年後ですけれども、根拠といいますか、そういう計画に基づいての計画なのでしょうか。

○漆山光春議長 「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 根拠ということではありません。男女共同参画社会に向けての町が行う事業としての意気込みということでもあります。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 7年度のことを今ということを開くあれですけれども、一応、目標を立てるには、そういうふうな、どのくらいの女性職員がいてということから考えて、達成できそうな目標を立てていると思いますので、令和7年度にはこの目標20%というのを目標に、ぜひしていただきたいなと思います。

それから、3番目の、河北町女性団体連絡協議会についてお伺いしますけれども、各活動内容と町との関わりについてということでご説明をいただきましたけれども、今日も女性団体の方、傍聴に来ていただいて、大変ありがたいのですが、その中で、去年は、食生活改善推進協議会が40周年ということで、本を出したということですが、今年は何か、どういうふうにかお聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 婦人文化教室が50周年を迎えるということで、本来ですと11月に記念式典、あるいは舞台発表を計画していたところでもありますけれども、コロナ禍において、サハトベに花がワクチン接種の会場になっていることもあり、予定が立たないようなこともあったので、そこは見合わせたところでした。

なお、今後ということで、来年、年が明けて1月23日に舞台発表といいますか、記念講演も含めて独自の婦人文化教室の発表の場、

自分たちの発表の場と記念講演も含めて、会員の皆さん、あるいはその家族や関係者ということで、計画を今しているところがあります。今後、周知についてはこれからというところの段階でございます。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） この河北町の女性6団体、まあ1団体、昨年ですね、消費生活研究会が抜けましたので、5団体になりましたけれども、このような女性団体が残っているということは、本当にこれも河北町の宝だと思いますし、どこもそうなんです、今回、50周年を迎える河北町婦人文化教室などというのが、本当に素晴らしいいろいろな分野の中で活動をされていて、これは本当に長く存続していただきたいと思ひますし、それがまた男女共同参画の中の審議委員として入っているということも、これも大切なことだと思います。今回、河北町の婦人文化教室50周年ということで、この冊子をいただいたんですが、この中には、会員の方が50年前に婦人文化教室の歌というのをつくって歌ってらっしゃるということで、見せてもらいましたが、この作詞が奥山ふみのさん、補作が茂木幸次郎さん、作曲が細矢はま子さんということで、皆さんご存じの方もいるかと思うんですけども、この婦人文化教室の精神といいますか、1番だけをちょっと朗読してご披露したいと思うんですけども、「紅花の里我が町に産声上げし学びの集い 豊かなる心を求めともに励みて睦む ああ婦人文化教室」というのが、この当時50年前にできたというのは、本当に河北町すばらしい、歴史と文化の町なんだなということが思ひますけれども、特にこの河北町男女共同参画計画において、まちづくり推進課のほうを担当しているようなんですけれども、ぜひこういう団体

さんの話を聞いて、長く続いていけるように頑張っていたいただきたいと思いますけれども、このことについていかがでしょうか。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 女性団体を所管します担当課としましては、そういった活動面、特に我々のほうで所管しているのは5団体ですけれども、5団体の横のつながり、こういったものも大切にしながら活動していくということでございますので、そういった面でサポートさせていただければと考えてございます。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） ぜひこの河北町の女性団体を大事にしながら、継続できるようにご支援していただきたいと思ひます。

それから、地域創造青年会議のことは分かりましたし、私も大いに期待をしているところです。山形のイクボス同盟の活動内容と、その推進課題と具体的展開についてお答えをいただきましたけれども、この中で課題もあるということですが、働く女性の課題、性別や年齢による固定的な役割分担意識を解消していく意識面の課題などはあるということですが、やはりこれは男性の協力がなくてはいけないということで、ちょっとあれなんです、担当の課長はこういうことを率先して進めていかなければいけないと思うんですけど、まちづくり推進課長さんね。ですので、こういうふうな男女共同参画のほうに担当していて、自分自身の変ったこととか、役場職員、一緒に働いている仲間の方、率先してやっていると思うんですけど、そういう変化みたいなものはありますでしょうか。牽引する立場としてお聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 河北町は町長以下、

2019年にイクボス宣言というものをさせていただいたところです。町長以下におかれましては、毎年、行動宣言ということで、行動内容を1年間通してそういったものを掲げております。私の場合ですと、課内の課題共有を努めると。あとは、もう一つは、定時退社、休暇取得の促進に努めるということで、自らも定時退社を心がけるようなことをさせていただきます。

早く家庭に帰れば家庭での家事なども率先してやるようには心がけるようになってございます。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 大変、正答回答といえますか、やっぱりこういうのを掲げているからには、率先してまず牽引する担当課の課長はしなくてははいけませんし、おそばにいる職員もみんなそれに倣ってやらないことには、これは絵に描いた餅になりますので、このまままっしぐら、そのようなことをやっていただきたいと思います。

それから、ちょっと後ろのほうで声がありましたので、町長いかがでしょうかということです。町長、このイクボス宣言というもの、町を牽引する立場として町長はいかがですか。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 私、町長に就任して、ぜひ率先垂範で役場として、私が宣言するだけでなく、三役、あと課長級全員で臨んではどうだろうかということで検討してもらって、スタートしました。先ほど宇野課長の話もありましたけれども、私は2つ掲げさせていただいて、職員とよくコミュニケーションを取って職員の士気高揚なり風通しのいい職場づくりに努めるということが一つ。あともう一つは、民間の事業所、先ほど5つの団体・企業が取り組んでいただい

たということで、数字的にも民間にもつながってよかったなと思っているんですけども、今年、若手職員と三役、あと宇野課長が入っておりますけれども、イクボスの若手職員との意見交換会、3班に分かれて職員と忌憚のない意見交換、話し合いを持たせていただいております。そういった中では、職場でのこと、あるいは職場での感じていること、また、子育てをしながら町政について子育て世代として感じていることというようなテーマについて、本当に常日頃聞けない、仕事とは、自分の担当とは違った話もいろいろ聞かせていただいて、本当に参考になりました。

宇野課長のほうにお願いしているのですが、三役と宇野課長と推進室だけではもったいないから、全組織でその意見交換会で出た意見を共有していこうということでもこれからつなげていきたいと考えています。

あともう1点、5つの企業・団体も加わっていただいたという、現在14ということでございます。もっともっと広げていく必要があるという中で、やっぱり商工会の役員の方々とも意見交換をする際に、その中でこの男女共同参画なり、事業所としての若い世代、とりわけ若い女性も含めて働きやすい町内の企業の意識醸成、そういったものやっつけていきたいものだよねというようなことでもご提案申し上げ、やはり企業としても人材育成の面からもそういった視点は重要だと、育児参加の環境づくりも含めてというような、意見交換もさせていただいたところです。そういった意味で、これは働く側、そしてまた経営者側、ともにメリットがある取組でありますし、今日的な本当に課題だと思っておりますので、役場内、そして商工会等事業者のトップの方々との

意見交換も重ねながら広めていきたいと思っております。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） ありがとうございます。

本当に職員とのコミュニケーションとか、そういうこと大事にして頑張っていかれるということですので、そのような意識を変えながら、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、時間があと9分ですけれども、次は婦人会に入りたいと思います。

なかなかこの婦人会の問題は難しいんですけれども、やはり婦人会長さんも議会だよりの寄稿にも、大変会員数が減っていて心配をなさっているということを考えていまして、婦人会のほうもとても大変な時期に来ているのかなと思います。やっぱり婦人会のよさというのは、輪のつくり方が上手であるということと、すぐ仲よくなれる、それから、女性はコミュニケーションの場が得意なので、結束力があるということで、これまで河北町の婦人会が脈々と続いてきたのかなとは思いますが、やはり最初の、発足が昭和29年ということで、足し算をしていくと今年で66か67年ぐらいになるのでしょうか、本当にこんなに続いた婦人会というのはすばらしいなと思いますし、それが今、危機に、危機というか、会員が減っていくということは、すばらしい活動をしているんですけれども、会員さんがすごく負担になっているということも事実でございます。先ほどの町長の答弁からも、内情はよく知っているということだったんですけれども、この中で、私が聞き取りをしていく中で、一番大変なのはやはり、婦人会はこれですけれども、婦人会と河北町の赤十字奉仕団と河北町交通安全母の会と3本立てでやっているというのが、やはり

当初、一戸に一人婦人会がいた、河北町の全戸に婦人会員がいたというときには、いろいろ集金するでもごぐみの中で1人が5人とか10軒とか回ればよかったものを、今はそういうふうにもいかず、その中で今の活動でございますので、聞いてみますと、婦人会員がいないところは区長さんが集金をしてくださったりとか、そういう中で、役員の方々は一生懸命にできることはしているということなんですけれども、やはり今後、もし婦人会さんが集められなかった場合、この赤十字奉仕団、それから、交通安全の母の会というものは、もともと婦人会の役割ではないわけですね。交通安全母の会は、防災課のほうに事務局がありますし、それから、赤十字のほうは社会福祉協議会のほうにありますし、婦人会は生涯学習課ということで、これ河北町婦人会というのは、もともとは、もともとといいますか、考え方として婦人会は一つなのに、この赤十字奉仕団と交通安全母の会は婦人会が背負うものではもともとなかったと思うんですね。それが歴代の今までの話からいくと、婦人会がいろいろしてくださったという今までの歴史だと思うんですけれども、これがやっぱり、先ほどの活動内容を見ましても、あまりにもたくさんあり過ぎて、今の会員の人数ではやっていけないというのは誰でも分かることだと思うんですけれども、このことについて町長はどのように思いますでしょうか。

○漆山光春議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 これまで婦人会の活動として婦人会の皆様方の活動については、本当に感謝申し上げる次第です。今後の活動の中で、婦人会として会員が少なくなった中で何ができるのか、何をすべきなのかというところで、必要性も含めて婦人会の

考えと、あと町としての協力体制、支援体制も含めて、お互いにやっていけばなと感じているところでもあります。しなければならぬではなく、やはり自らの活動、自分たちの活動でやれること、人数も限られてくるという中で何ができるのか、何をすべきなのかということも含めて考えていく時期なのかなとも考えているところでもあります。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 ご指名もございましたので申し上げます。

私も町長に就任してすぐぐらいでしょうか、できるだけ多くの皆さんとの意見交換もさせていただければということもあって、今ちょっとコロナでとん挫しておりますけれども、婦人団体の方々とどんがホールでいろいろ忌憚のない話をさせていただいた経過がございます。また、最初の区長さん方との研修会の折も、やはり婦人会の役員の方々、各支部の方々から、やはり非常に会員が不足してきているということやら、そういった意味で区長さんといろいろ婦人会活動なり、いろいろな交通安全母の会、赤十字の奉仕団、そういったことも含めてサポートしてもらえないだろうかというやり取りも直に聞かせていただいております。

また、どんがホールで婦人の関係団体の方々とお話させていただいたとき、私にそのときお話あったのは、ずっと忘れないでおりますけれども、一つはやはり、質疑の中でもありましたけれども、婦人会の会長って充て職、役場の多いのよね、いや町長、私たち活動自体は非常に楽しいんだと、やりがいを持ってやっているんだと。でも、いろんな会合にあって、それはどれもやはり我々として委嘱している大事な会合ですので、ぜひそういった中で婦人団体として

の関係者からの意見を聞きたいということで委嘱申し上げているわけですが、そういう中で、かなりやはり負担感というものがあると。時間的なこともあるのかもしれませんけれども、そういう場に臨まなければならないと、それも非常に重いテーマもあるわけです。そういった中で、心理的に負担になっているというようなことも伺いましたわけです。そういった中で、役場として今の会の現状についてできること、あともう一つは、例えば集金の面でいいますと、交通安全の母の会のほうは、交通安全、町の仕事ですので、そことの関わりの中で事務局担当させていただいておりますけれども、例えば、自主的な募金であるとか、やっぱりそういうところは町が直接そこ乗り出すというわけには、なかなかそれは本来の趣旨かということもございます。そういった意味で、区長さんなり、いろいろどうやって力を合わせていくかということも考え併せていく必要があるなと思います。

いずれにしましても、本日のやり取りも、質疑も踏まえて、改めて婦人団体の関係者の方々と、また膝をすり合わせて、また今日的な状況なり、あるいは考え方、そういったことも忌憚なく意見交換させていただきながら、役場として応援できること、あとまた社会福祉協議会、あるいは区長会、そういった様々な方々との協力関係ということも探っていく必要があると思っています。

いずれにしましても、新しい会員の方々に開かれた、私たちの活動自体はやっていて楽しいのよと、そういった楽しみを広げられるようなところを町としても大いに取り上げさせていただきながら、応援させていただければなと思っています。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 本当に、町長も今、婦人会の存続を願っておりますし、私たちも、私も願っております。現在の婦人会員さんたちも楽しいのよということをおっしゃってくださっているのですから、その負担が何なのか、答弁にはありましたけれども、継続に向けて一緒に考え、町としてできる応援をやっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○漆山光春議長 以上で、9番丹野貞子議員の一般質問を終わります。

ここで1時35分まで休憩とします。

休 憩 午後1時24分

再 開 午後1時33分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、2番齋藤隆議員の一般質問を行います。

「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） それでは、12月定例会最後の一般質問を行います。

質問事項は、河北町福祉灯油購入費助成を見直すことについてであります。

原油価格の高騰によって、ガソリン代をはじめ冬場の暮らしに欠かせない灯油の価格が高騰しています。山形県内でも灯油18リットルが2,000円を超え、昨年比で5割の値上げとなり、暮らしや営業を直撃しています。とりわけ低所得世帯への影響は甚大であり、今年の冬はこれまでにない厳しいものになることが懸念されます。

私は、これまでも福祉灯油購入費助成については一般質問や予算審議の場で何度も取り上げ、制度の充実を提案してまいりました。

平成27年3月定例会では、これまで3,000円であった助成限度額を5,000円に増額する

ことを提案し、9月定例会で5,000円に見直されました。主な施策の成果に関する説明書で、福祉灯油購入費助成事業の経緯をたどると、急激な原油価格の高騰を受け、低所得世帯に対し灯油購入費の一部を助成したのは平成19年度が最初で、457世帯に助成しています。平成20年度は489世帯、その後は平成25年度に242世帯に助成しています。

河北町福祉灯油購入費助成券交付規定が平成26年12月10日施行されてからは、毎年恒常的に実施され、今年度も当初予算で375万円、750世帯分の予算が計上されています。福祉灯油購入費助成事業が実施されてから15年、町民の生活環境も大きく変化してきています。暖房方式は灯油だけでなく電気やガス、木質ペレットを使ったものなど多様化しています。特に近年は、エアコンの普及によって夏は冷房、冬は暖房として使われることが常識となってきています。

そこで、1点目は、多様化する暖房器具に対応するために、灯油券の交付を現金支給に改めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

急激な原油の高騰に対応して、福祉灯油購入費の増額や対象世帯の拡大を実施する自治体が増えていきます。北海道のむかわ町では、現行1世帯当たり1万円の給付額を5,000円引き上げて1万5,000円としました。給付対象も65歳以上の世帯で、単身世帯所得現行80万円以下を90万円以下に。2人以上の世帯で120万円以下を140万円以下に広げました。さらに、義務教育終了前の児童を扶養している非課税世帯も合計所得120万円以下を140万円以下に引き上げるとしました。また、秋田県の小坂町では、細越満町長が非課税世帯などの区別なく全世帯に1万円分の灯油券を配布したいと答弁しています。山形県でも助成額の増額を検討中の自治体

が増えています。

そこで、2点目は、現行5,000円としている助成額を増額すべきと考えますが、いかがでしょうか。

私は、平成27年の12月定例会で、生活保護世帯にも福祉灯油費を助成すべきであるとして一般質問を行いました。残念ながら冬季加算があるとの理由で助成は認められないまま現在に至っています。今回の質問はそのリベンジ戦であります。平成19年12月26日付の厚生労働省社会援護局保護課保護係長名の地方公共団体が実施する灯油購入助成の生活保護上の取扱いについてという事務連絡文書が各都道府県、指定都市、中核市の民生主管部（局）生活保護担当課生活保護係長宛てに出されています。その内容を紹介します。

今般、原油価格の急激な高騰により、一部の地方公共団体において生活困窮者に対する灯油購入助成費などが自主的に実施されており、また、国としてもこのような地方公共団体の自主的な取組への支援を行うこととしております。ついては、被保護者が灯油購入のための当該助成を受けた場合については、同助成の趣旨に鑑み、生活保護法による保護の実施要項について（昭和36年4月1日発社第123号）法制事務次官通知第7の3（3）のケに準じて支給対象者1人につき8,000円以内の額（月額）について収入として認定しない取扱いとすることとしましたので、管内実施機関に対し周知方お願いいたします。なお、当該助成金が8,000円（月額）を超える場合を含め、生活保護法による保護の実施要項について（昭和38年4月1日社発第246号）厚生省社会局長通知第7の2（6）のイに該当する場合は、当該規定に基づき各都道府県、指定都市、中核市において取りまとめの上、情報提供願

います。というものです。

以上の趣旨を踏まえて、生活保護世帯も福祉灯油購入費助成の対象にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、町長の答弁を求め、再質問を留保して質問を終わります。

○漆山光春議長 2番齋藤隆議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 2番齋藤隆議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の多様化する暖房器具に対応するため、灯油券の交付を現金支給に改めるべきと考えるがどうかという点について申し上げます。

本町では、ご紹介もありましたけれども、平成19年度から本事業を実施しております。それ以降、給付券による助成をしてまいりました。その理由といたしましては、灯油を購入する目的で確実に助成を受けられるようにするためでございます。これまでも現金支給につきまして検討したことがございますが、これまでも現金支給につきまして、当初の支給方法を変えずに実施したところでございます。一方、暖房の効率化、生活様式の変化に伴いまして、現代の暖房器具は灯油式のものから電気方式のストーブやこたつ、さらにはエアコンによる暖房など、様々な器具が普及してきております。

本事業は、県の補助事業となっており、現金支給には補助事業上の課題もありますが、県の要綱を踏まえながら、柔軟な対応が可能か検討していきたいと考えております。

2点目の、5,000円を限度としている助成額を増額すべきと考えるがどうかという点について申し上げます。

この事業は、先ほど申し上げましたとお

り、県の補助を活用し平成19年度から実施している事業であり、平成27年度には県の補助限度額が上がったことに呼応いたしまして、1世帯3,000円から5,000円に引き上げさせていただいたところがございます。また、本来この事業は、原油価格の高騰や消費増税による値上げ相当額を補填するため、低所得者への助成としたものですので、今後ともその目的に沿って現行の助成を実施していく必要があると考えております。

現在、原油価格の高騰によりガソリンや灯油、石油関係製品が高止まりしております。国民の生活を直撃している状況にもございます。こうした状況も十分認識し、価格動向や国・県の対応、その対応状況を注視してまいりたいと考えております。

3点目の平成19年12月26日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長の事務連絡「地方公共団体が実施する灯油購入費助成の生活保護法上の取扱いについて」を踏まえ、生活保護世帯も福祉灯油購入費の助成対象にすべきと考えるがどうかという点について申し上げます。

生活保護世帯には、生活扶助や住宅扶助など8つの扶助について必要な費用を合算して毎月支給されていることがご案内のとおりでございます。それに併せまして10月から4月までの7か月間はさらに冬季加算が加わります。この冬季加算は、北海道や東北など寒冷地において、冬の暖房費に充てる目的のものとされており、生活保護の冬季加算は、冬の暖房費そのものに充てるものであるため、生活保護世帯が暖房費相当の支給を受けているという考えから、県の要綱では、生活保護世帯は補助対象としていないところがございます。引き続き同じように対応させていただきたいと考えております。

なお、ご質問にございました厚生労働省の事務連絡につきましては、生活保護費算定について灯油購入の助成を受けた場合、8,000円までは月額収入として認定しないという取扱いについては承知しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。再質問に入ります。

「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目、要するに暖房器具が多様化しているという認識についてでありますけれども、答弁にありましたけれども、これまでは、15年前までは反射型のストーブとかFF方式のファンヒーターとか、それが主流であったのが、その後やっぱりエアコンの普及が急速に高まって、特に夏場の猛暑対策としてのクーラーとしての利用、さらに冬場の暖房としての利用ということで、とりわけ最近のエアコンの性能は昨日の一般質問にもありましたけれども、CO₂の排出量の削減、あるいは、熱効率からいっても非常に優れたものがあるということで、かなりの部分が変わってきている部分があるのではないかと思いますけれども、そういった多様化についての認識についてもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 町長答弁にもありましたように、最近の暖房器具といいますとやはり電気製品関係から、先ほどペレットということもありましたけれども、そういったものいろいろあるとは認識しております。低所得者世帯に対しての補助でもございますが、現状的にはそういった暖房器具を使っているというのも承知をしていると

ころでございます。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） まずこの共通認識に立たないとこの話は前に進まないわけですね。やはり河北町の場合は指定の名称が河北町福祉灯油購入費助成券交付規程、もう助成券ということで最初から限っているわけです。確かにこの平成26年頃はまだそういった認識でもよかったし、それで何とか通ってきたという経過があります。しかしながら、やはりその暖房器具、多様化ということで、河北町以外の自治体でもかなりの部分が現金支給に変えているという状況がありますが、この現物支給と現金支給、この状況、県内の状況、あるいは近隣の状況をどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 県内でもこの事業について実施しているということでございまして、西村管内の1市4町の状況を調べさせていただきましたが、河北町以外は現金支給となっているところでございます。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） そうなんですね。私も県内の状況全部、35市町村で全部実施しております。金額はほとんどの市町が5,000円という金額です。それで、日本共産党の県議団の事務局に頼んで県の資料入手させていただきました。この資料、令和元年度と令和2年度の、表題が低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金の状況ということで、もう福祉灯油という言い方はしていないんですね。冬の生活を応援事業ということなんです。それで、これ見ると、令和元年度は35市町村のうち灯油券支給が13市町村、現金支給が22市町村です。令和2年度になると、灯油券が11市町村、現金支給が25市町村で、36市

町村あるんじゃないかと言われますが、鮭川村が現金支給と灯油券支給で両方扱っているということで両方に丸がついているということで、ダブリがあつて36と、こういう数字になっているんです。

課長、今答弁したように、西村山郡、あるいは村山の管内では、もう河北町だけです。あと残っているのは金山、最上、舟形、真室川、大蔵、鮭川、それから戸沢村、あとは川西、庄内町、このぐらいなんですね。どこの市町村も県の補助を受けてこれやっているわけですよ。河北町だけが県の補助でやっているというのは、ちょっとこの状況からしても非常に遅れているのかなと。なぜ灯油券にこだわる必要があるのか。灯油だけではないということをもまず前提に立たないと、やっぱり現金支給という話にはならないと思うんですね。この規定を見ると、条例でないので趣旨第1条です。この規定は、低所得世帯に対して当該世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、冬季間の暖房費の一部を助成することに関し河北町補助金等の適正化に関する規則に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとするということで、冬季間の暖房費の一部を助成する、こういうことなんです。だから何も灯油券にこだわる必要がないし、石油以外のもの、例えば現金支給でほかのものを使うんじゃないかということですけども、ほかのものを買ったとしても、暖房費というのは必要になってくるわけですから、結局使い勝手からすれば現金がやっぱり一番いいわけです。

それから、例えば、申請して、これを認定された場合に、灯油券発行して発送します発送の作業、そして今度、受け取った人は町内の灯油販売する店に行って灯油券を使うと。その企業は、店は灯油券を今度は役

場に持って行って現金化するという一方で、非常に事務も煩雑、役場職員にとっても、あるいは、そういった商店にとっても事務作業が煩雑なわけです。ですから、私は現金が一番使い勝手がいいんじゃないかと思えますけれども、もう一度お願いします。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 この事業につきましては、平成19年から実施されたということで、私も認識しているところでございます。その当時はやはりこの灯油券、いわゆる現物支給という形になってきていたのかなと思っております。その流れでこれまでずっと来たということでありまして、昨日の阿部議員の一般質問等ではございませんけれども、現金支給か現物支給かということになったときに、やはり現物支給であれば、その目的に必ず合ったような支給にはなるということではあると思っております。現金支給もこの件につきまして県のほうにもいろいろと問合せしまして、いろいろと調べさせていただいたところでございます。現金支給も可能であるということなんですけれども、ただ補助条項上、やっぱりそれが果たしてその目的に使われているのかどうかの、いわゆるその実績をどうするかというところが非常にちょっと難題になっているところかなと思っております。そこら辺をクリアできれば、現金支給ということでもいいということでございますので、来年度に向けて一応研究はさせていただくということでございます。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） ですから、最初に言った、多様化した暖房器具に対応するという上でも、何も灯油に限る必要はないわけですよ、暖房費という点では。電気を使う、あ

るいはペレットストーブ、まだ高いですけども、そういった家庭もあるでしょうし、ただ、低所得世帯ですからなかなかそこまでいっていないというのが実情だと思えますけれども、それにしてもやはり実情をしっかりと見る必要があると思う。それで、灯油に使ったかどうか分からないという、まあ最初から疑ってかかる、警察的な発想だと私は思います。ですから、例えば、この第11条で不正使用の禁止ということでありまして、助成券の交付を受けた者が助成券を不正に使用し、または他人に譲渡してはならない。町長は助成券の交付を受けた者が助成券を不正に使用し、また他人に譲渡した場合は助成の決定を取り消すとともに助成券及び不正利得相当額の返還を求めることができる。こういう規定があるのも、結局灯油券という形で現物支給するからなんですね。現金であればそういった心配は何もないんです。5,000円もらったから他人に5,000円渡すなんていうのはまずあり得ないんです。5,000円は何らかの形で消費しますし、冬ですから必ず暖房費というのは必要なんです。もう基礎体温が高くて、もう特異体質でもう寒くないなんていう人は特別ですけども、そういう人はいないんです。ですから、暖房費というのは必ずかかるわけですし、やはり一番使い勝手のいいのは現金支給です。このたびのコロナウイルスの対策として、国の定額給付金10万円支給になりましたけれども、ああいった形が一番やっぱり望ましいのかな。それを使い道がどうのこうの言う必要はないし、ただ、やっぱり間違いなくこの5,000円というのは暖房費には使うだろう、5,000円でももちろん足りないわけですよ、5,000円で足りるような暖房費ではないと思います。ですから、ぜひそういった柔軟な発想に立つ

て、先ほども紹介したように、県内のかなりの自治体が現金支給やっている、県のほうでも駄目だとは言っていないんですね。ですからもっと柔軟な発想で取り組む必要があると思います。検討じゃなくて、研究じゃなくて、やっぱり年度途中からでも実施する必要があると思います。来年もう1月4日から新庁舎に替わります、ここはもう、この議場もう古くなって、ここを使うこともなくなるわけですが、いつまでも古い発想でいてはいけないと。新庁舎も新しくなる、発想も新しく展開していくのが必要だと思います。ぜひ現金支給を検討していただきたいと思いますが、町長もう一度お願いします。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 低所得者対象ということではございますけれども、やはり齋藤議員もおっしゃるように暖房を使わない人はいないのではないかなと私もそう思います。そういった意味では、必ず電気であれ、石油であれ、そういったもので、まずそういった暖房器具があれば、まずは使用できるだろうという、もうそういった発想はできるかなと私も思っております。そういったことで、来年度について、県の補助金名称も令和元年度から変わっているのもそういった意味合いで現金給付も可能としてきたのかなと思っております。そういうことで、今年度はちょっと無理でございますが、現金支給を検討させていただきたい。現金給付ですとやはり準備も本当にかかってきません、本当に楽なところではございますが、今国会でいろいろ審議されておりますけれども、全く同じだと思っております。そういったことでは積極的に検討させていただくと。前向きに検討させていただきます。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） ぜひ前向きにお願いしたいし、本当に新庁舎に合わせて発想を変えていただきたいということで、この件については了解といいますか検討していただきたいと思います。もうほかの市町村ほとんどやっています。本当、河北町だけが取り残されているような状況です。18歳の高校生までの医療費と一緒に、もう本当に最後に河北町がやったような、そういう状況にならないように、暮らしやすい町、県内で2番目ということですが、こういったことも暮らしやすさにつながってくるかと思えますね。

特に私心配なのが、高齢者世帯で石油、ストーブで扱った場合に、火を取り扱うわけです。特に冬場、火災の心配もあります。ですから、そういった意味でも灯油に限らないで、しっかりと暖房費の一部、補助の一部なんだということをしっかり踏まえて検討していただきたいと思います。

次に、2点目でありますけれども、助成額の増額について、この間、今回の12月定例会でも、ほかの自治体でも相当議員がこの福祉灯油については取り上げています。報道などでもご存じだと思いますけれども、近隣の状況を紹介しますと、寒河江市では灯油価格は家計を圧迫しており、値上がりした割合程度の増額支給が必要と考えている。対象世帯拡大についても検討していると答弁したとあります。さらに、東根市では、原油価格の高騰は住民生活や産業活動など社会に与える影響が大きい。県は低所得世帯などを対象とした灯油購入費補助の増額を検討しており、県の動向を注視しながら適切に判断する。灯油購入費と農業用燃料に対する補助は市独自の上乗せを積極的に検討したい。さすが東根ですね。続いて、新庄ですけれども、県の補助事業を活用し、

毎年度実施していると。現時点で助成金額や対象の拡充は予定していないが、燃料価格の高騰を受けた国の緊急経済対策の動きもあり、情勢を見定めて対応検討するという事なんですね。検討する。さらに、大石田、住民税非課税の高齢者世帯や独り親世帯などを対象にした灯油購入費助成については、対象は拡大しないが、助成額を5,000円から1万円に引き上げていくと、こうはっきり言っているわけですね。こういう英断というのが必要だと思います。

そこで、私、長井市の例を調べてみました。長井市の灯油購入助成事業で、対象者、従来実施している灯油購入助成事業の対象者ということで、令和4年1月1日を基準日として、長井市に住所があり、世帯員全員が令和3年度市民税が非課税であるか、表のいずれかの条件に当てはまるということで、高齢者世帯、障がい者世帯、独り親世帯、まあ細かくありますけれども、区分は、そのほか、東日本大震災避難者世帯というのがあります。ただしこれは該当していないということで、合計、概算で1,382件ということで予算化、1世帯1万円、従来の5,000円に上乗せ分として5,000円で1万円です。これを支給するというので、申請期間が令和4年1月14日から3月15日の平日、申請方法は対象者に申請書と返信用封筒を送付、申請書を記入、押印の上、返信または直接福祉安心課に持参いただく、こういう申請方法を取っています。また、補正予算額ということで、扶助費700万円ということでもあります。これは上乗せ額、支給額掛ける見込みが1,400世帯ということで、こういった計算になっております。

こういった、長井市なんかもしっかりと予算化して今回の12月定例会に計上しているということで紹介させていただきましたけれ

ども、やはりこういった素早い対応が必要なんだと思うんです。決して無駄ではないし、必要なことだと思うんです。ですから、今回、12月議会でも私だけでなく、ほかの自治体でも取り上げる議員がたくさんいるということだと思います。それだけ福祉の充実という点でも大事な事業だと思いますので、しっかりこれは取り組んでいただきたいと思います。増額に関してもう一度お願いします。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 町長答弁にもありましたけれども、この事業につきましては県の補助事業となっております。限度額が5,000円ということで、その補助事業にのっとり5,000円とさせていただいているところでございます。この5,000円の限度といえますか、その関係で県のちょっとした動きがあったところでございました。まあいろいろありまして、今回補正はならないということでございます。ということで、国、県の動向を見させていただきたいと書いていたところでございますが、現在、国のほうで審議されて、臨時国会でされておりますけれども、低所得者に対する10万円の補助というものもあるようでございます。これについてはまだ具体的なものは全然我々は示されておりませんが、報道等のそういった状況の中では、この10万円支給についてはほぼこの灯油券対象者と同じかなと、私はそう見ているところでございます。そういったことも考えて、国、県の動向を見させていただいて、いろいろと判断させていただきたいということでございます。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番(齋藤隆議員) なかなか、県の補助事業ということですが、どこも県の補助事業を使ってやっていると何回も申し上げていま

すけれども、そういう状況なんだということをしかり認識していただきたいと思ひます。

最後の生活保護世帯ということで、今の補助券交付規定で、第2条で助成対象世帯は住民基本台帳の世帯によるものとする。ただし、対象者が社会福祉施設等に入所または入院している世帯及び生活保護世帯を除くものとするということで、ここでしかりもう規定しているわけですね。ですから、これを外さない限りなかなか無理なのかなとは思ひます。

ところで、第3条で助成の対象者、町内にある世帯で次の各号のいずれかに該当し、かつ世帯構成員全員が当該年度市町村民税の均等割が課税されていない世帯とする。ただし年齢は当該年度3月31日時点とするということで、(1) 65歳以上の高齢者のみの世帯。(2) 常時在宅で介護を要する要介護4または5のいる世帯。(3) 障がい者のいる世帯ということで、身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯ということで、それぞれランクが示してあります。さらに(4) として独り親世帯、これも18歳未満の児童を養育している独り親世帯。両親が死亡または行方不明等の状況にある18歳未満の児童を養育している世帯。(5) が3歳未満の児童を養育している世帯。そして(6) で、その他町長が特に必要と認める世帯というのがあります。これは令和元年に一部改正していますが、この、その他町長が特に必要と認める世帯というのは、具体的にどういった世帯なんですか。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 具体的なものはないところでございますが、こういった補助要綱をつくる場合、町長特認というのは大概つ

くるものであるというようには認識しておりまして、今のところ想定はしておりません。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番(齋藤隆議員) 形だけということですね。それで、先ほどの県の資料ですと、令和2年度ですね、河北町ではその他ということ、多分そこに入るんだと思ひますけれども、ここは5世帯ですね、高齢者世帯が609、それから、障がい者世帯が32、それから、独り親世帯が26、そしてその他が5世帯となっています。ですから、この6に該当するのかどうか、ちょっとこの辺の数字についてお知らせいただきたいと思ひます。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 ちょっと今おっしゃられた数字が、ちょっと何の数字だったのか、手元にございませんで、ちょっと答えられない状況でございます。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番(齋藤隆議員) これは県のまとめたそういう補助金の支給の状況ですけれども、非課税住民税世帯ということで、世帯数の中のそういった区分に分けています。高齢者世帯、障がい者世帯、独り親世帯、その他というような区分であります。さらに、東日本大震災の被災世帯というのがありますけれども、河北町では令和元年度が6、それから、令和2年度が5世帯になっているんですね。どういう区分なのか、県のほうでやったのかどうか。まあ県のほうでまとめたということは、こちらでそういう資料を出しているからそういう数字になっているのかなと思ひますけれども、分からないですか。

○漆山光春議長 暫時休憩します。

休 憩 午後2時12分

再 開 午後2時16分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 先ほどの数値につきましては、県のほうで取りまとめたものでございまして、それぞれ市町村によって対象者が違う場合もあるということでございまして、うちの場合の対象者とした場合、3歳未満の児童を養育している世帯ということで5世帯ということでございます。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 分かりました。それで、生活保護世帯でありますけれども、令和3年度現在、何世帯になっていきますか、世帯数。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 現在、70か71世帯と考えております。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 以前、平成27年の一般質問のときも調べたんですが、私、資料、手元にあるのが平成8年から令和2年度までの決算の主な成果に関する説明書から拾った数字でありますけれども、平成8年36世帯でした。平成18年では45世帯、さらに平成25年で75世帯、平成26年が82世帯で一番ピーク。そこからちょっと下がってきて、令和元年71世帯、令和2年が70世帯ということで、大体課長が答えた70世帯ぐらいで推移しているのかなと思います。いずれにしても平成8年から比べれば倍に増えているということでもあります。この世帯の中で一番多いのがやっぱり高齢者世帯なのかなと思いますけれども、この世帯の状況というのは具体的にどういう分析しているのでしょうか。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 生活保護世帯については、最近はやはりいろんなところで、コロナ禍ということもあるんでしょうけれども、

そんなには増えていないところですけども、相談は来ている状況にはあります。その対象者については、高齢者が多いというわけでもなくて、年齢の低い方、そういったこともあります。あるいは、親子で8050といえますか、そういった方とか、いろんな状況がございまして、一概に高齢者だけというものではないと認識しております。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） いずれにしても平成27年のときにも町長答弁では冬季加算があるから駄目なんだという一点張りといえますかね。ところが、このときも言ったんですが、平成27年の11月から冬季加算が減額されています。さらに扶助費とか住宅扶助費なども段階的に削減されて、最初から比べると相当生活保護費が全体として削減されている、こういう状況なんですね。ただでさえ大変なのにますますこれが削減されて、貧困化が増しているということで、なかなか生活保護世帯、一度受けると抜け出せないというような状況があるのではないかと思うんですね。そういった中でやはり生活保護世帯は冬季加算あるからというのは、平成27年と同じような答弁では、ちょっと進まないのかなと。やっぱり生活の実態をしっかりと把握して、弱者の立場に立って福祉というのはやっぱりやるべきだし、やれない理由を探すのではなくて、どうやったらやれるのかという、そういう理由を探していくというのがやっぱり福祉を底上げしていくにはどうしても大事な考え方だと思います。柔軟なそういった実態に沿った考え方、どうしたら支給できないものを支給できるようにするのか、これこれこういうことで県の補助だからできないとか、上からの法律でなくて、補助金だから駄目だとかというのはなかなかこれからやっていく上で、

町民にとっても厳しいのかなど。やっぱり福祉の向上を目指していくという意味では、本当に弱い者の立場に立ってやっていくと。打ち切るのではなくて、どうやったら引き上げることができるのかということを考えることが必要だと思いますが、そういった考えに立って仕事するべきだと思いますが、どうでしょうか。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 灯油券関係につきましては、生活保護者を打ち切ったとか、切ったとか、そういった考えはうちのほうは全く持っておりません。補助事業上、先ほど町長答弁にもありましたけれども、いわゆる冬季加算がなされている。冬季加算については10月から4月までの7か月間、大体、世帯人数が1人の場合だと約9,000円ほど毎月入ってきます。現在の5,000円よりもずっと高いということでございますので、そこら辺は県の補助要綱でもそのようにされておりますので、その要綱に沿った形でうちのほうは実施しておりますので、打ち切ったとかそういったことは一切ございません。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 冬季加算については、期間が延びたからではなくて、減額になっているんですね、実際は。前は11月から3月まででしたか、これを10月から4月まで期間を延ばして、その分減額しているんですね。実際には4,000円、5,000円近く減額になっているかと思います。ですから、冬季加算だけでなく、先ほど申し上げたように、ほかのもろもろの8つの扶助費の中でも減額が進んでいるんだという認識はありますか。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 生活保護支給につきましては、それぞれの費目ごとに計算されておまして、その中で収入の部分も、例え

ば収入があった場合は、その収入を引いたという形での算定になっていると、そういうことでは認識しているところでございます。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） だから私は、さっきの平成19年度の文書がやっぱり生きてくるんだと思うんですね。8,000円というのは収入に認定しないんです。ですから、もし仮に5,000円支給するとなれば、別にこれはできるわけですよ、考え方として。そういう柔軟な発想になぜ立てないのかなど。だから、もう2条なんていうのは、私は必要ないと思う。県の補助、県の補助と言いますが、やっぱりほかの自治体でも、まあ県内の状況はまだちょっと状況、前にやったときは遊佐町であったんですが、1年限りみたいなことあったんですが、やっぱりこれが一つの壁になっていて、この辺、本当に生活保護者の実態に即して考えた場合には、これはもう冬季加算があるとかないとかよりも、生活そのものが厳しくなっている、こういう認識に立たないと、私は前に進まないと思います。何回も言いますが、そういう認識がない限りは、やっぱり結局打ち切られていると、私から見ればですね、そういう感じなんです。ぜひこれは支給すべきだし、そういう検討をすべきだと思いますが、もう一度最後にお聞きします。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 まずやはり補助要綱上の考えで持っていきたいと思っております。あと周りの県内の状況を見させていただきたいと思っております。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 県内の状況はかなり河北町よりも進んでいるということをおし上げ

ておきたいと思います。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 まず、周りの状況、あるいは情勢の変化というのありますけれども、全体的に生活保護世帯も増えている、高齢世帯も増えている、そういった大きな流れということについては十分承知しているわけですが、その中で、いろいろ生活をめぐる状況、齋藤議員のご指摘もございましたけれども、しっかり実態を、全体としてということもありますけれども、どこがどうというふうにというところを、実態をしっかりと分析する必要があると思っております。そこを分析して初めて何ができるかというところの次のステップが可能だと思っております。

厚く、広くということであれば、あとはもう財源の決断ということになるのかもしれませんが、必要などころに必要な手立てを、しっかりした施策を組み立てていくという上では実態把握、そして、国、あるいは県、そして町としての制度のありよう、そういったところをしっかりと整理した上で、どこに切り込んでいくべきかということを考えていく必要があると考えております。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 今回、福祉灯油ということで取り上げましたけれども、これは福祉全般に言えることですので、やっぱり町長が言った実態把握、しっかりと把握して、先般、民生・児童委員との話合いもありましたけれども、やっぱり皆さんよく実態ご存じで、調査しているし、やっぱりしっかりそういった情報なんかも得ながら、役場職員も実際にそういった世帯に出向いていくというのも大事だと思いますね。机の上だけで仕事していないで実態をしっかりと見

ていくということで、本当に新しい庁舎にふさわしい職員として、しっかりと町民のために働いていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○漆山光春議長 以上で、2番齋藤隆議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで2時40分まで休憩します。

休 憩 午後2時27分

再 開 午後2時38分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 日程第2、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

議事の都合上、令和3年度河北町一般会計第9回補正予算に関する議案について先議します。

最初に、議第95号河北町田井川向地区農業体験交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 議第95号河北町田井川向地区農業体験交流施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地域の資源を生かし、都市住民との農業体験の交流を通じ、地域農業の活性化と住民福祉の向上に寄与することを目的として田井川向地区の農業活性化を図る施設についてこれまでの管理実績を考慮し、引き続き

川向地区農道維持管理組合を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定管理期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(10番通告あり)

確認します。

10番。

それでは、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 議第95号河北町田井川向地区農業体験交流施設の指定管理者の指定についてでありますけれども、課長からも提案理由の説明ありましたが、当初の想定として、施設利用による収入を増やすということがなかなか実態としてはないという状況を把握した上での指定管理の指定だと思っておりますけれども、そうした場合に、収入がなくてというときに、でも維持するのに具体的に出ていくものとして電気料とか水道料などがあるわけなんです、こういった維持費などは町からの指定管理料として見ているのかどうかということと、トイレなどの利用で、いつでも利用できるというような状況にしているのか、そういったことについて、2点についてお伺いしたいと思います。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 田井川向地区の農業体験交流施設については、これまでも指定管理料ということで20万円を予算計上してお願いしているところでございます。今後も指定管理料ということで20万円を予定させていただきたいということで、令和4年から令和9年までの指定

管理をお願いしたいということで考えてございます。

田井川向地区には体験する上でトイレがあるわけでありましてけれども、場所から田井川向の堤防の下にございます。ということで、11月から3月までは閉鎖するということで対応させていただいているというところになります。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） そうした場合、4月から10月まではずっとトイレは開いていて、いつでも利用できるという状況にしている予定なんですか。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 農作業期間も含めて、作物ができる期間を4月からということで、10月まで24時間開いているということで対応させていただいております。トイレ掃除などについては、委託をして対応しているというところでございます。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） トイレの清掃等については委託ということですが、それはその20万円の指定管理料の中から、指定管理を受けた者がするのか、それとも町が別個に委託しているんでしょうか。どちらですか。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 指定管理料の中に含めて対応させていただいているということになります。

○漆山光春議長 以上で、10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終了します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第95号河北町田井川向地区農業体験交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

次に、議第96号河北町東部地区農業体験交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 議第96号河北町東部地区農業体験交流施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

同じく、地域の資源を生かし、都市住民との農業体験の交流を通じ、地域農業の活性化と地域福祉の向上に寄与することを目的として河北町東部地区の農業活性化を図る施設についてこれまでの管理実績を考慮し、引き続き河北町東部地区農業体験交流施設協議会を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(4番、5番、10番通告あり)

確認します。

4番、5番、10番。

それでは、「4番佐藤修二議員」

○4番(佐藤修二議員) まずお尋ねしたい点は、あの当時、こういうふう将来的に駐車場を利用してもしぎ取るとかいろんなことで、農業所得が上がるようにとい

うことでいろいろしたわけではありますが、そのとき、この東部地区だけは、地域の人が熱意があって、あそこに最上のほりというものを建てたと。そこでいろんなものを交流したり、売ったり、いろんなことをするということがあったんですが、どうも結果的に見るとそういう願いとは裏腹に店を休んでいる機会ばかり多くて、町民の方からも多く、「何してたの」「何のため町であんなの建てたの」「町の予算使ったあんなの閉めてばかりいるの、あれでいいの」という批判を受けた経過があるんですが、そこで、またここをお願いするに当たって、この10年間、店舗を開けている日数ですね、ずっと開けていたのか、閉めていたのか、日数分かりましたら、その10年間、最初の頃ですごく開けていたみたいなのがするの、私も何回か買い物行きましたから。途中から何か余り熱意なくなってきたのか、閉めている機会が多くなったような気がするんですが、その店舗を開けている日数、分かりましたら、まずはそこからお尋ねしたいと思います。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 建物につきましては、平成23年度に建設をしまして、平成24年度から指定管理者ということで10年間ほど経過しているというところでございます。平成24年の当初から、サクランボの時期につきましては、6月を中心にして1日オープンをしているということで、6月についてはほぼ40日間、あと7月に入りましてからは、土日を中心にして40日間ということで、ほぼ70日間、年間、最上のほりは開いているというところになっております。

○漆山光春議長 「佐藤修二議員」

○4番(佐藤修二議員) といいますと、これずっと10年間70日で進んできたのかな。私の印

象では、何とか最初オープンした頃、結構あそこにちゃんと雇って人がいて、毎日ほとんどのようには開けていたような気がするし、お土産に持っていけるようないろんなものが置いてあったような気がするんですが、当初からずっと70日しか開けていない。

最初、すごく意欲あって、こういうものを建ててほしいと町にお願い来て開けたはずなのに、町民からの期待を裏切るような形で70日というと、週1回の計算になるのかな、365日のうち5分の1ぐらいしか開けていないということが、どうも本来の最小の経費で最大の効果という町の前提からいうと、それに反する、最大の経費で最小の効果としか言いようがないような現状になっているのを、いろんな町民から批判があります。「何で町でそんなのしたの」「行っても行っても閉めているんじゃないか」それを受けて、またここに、同じところに指定管理をする以上、もう少しちゃんとオープンする、そして人を呼ぶ、いろんな意味で施設を生かすということは、担当課考えていらっしゃるのか、今までどおりでいい、そのぐらいで、そのサクランボの期間だけ開けていけば、あとは土日だけでいいからという、それが町の考えなんですか。町民は批判していますよ。「何でもったいないんじゃないか」って、「もっとちゃんと開けたらいいんじゃないか」という声がいっぱいある中で、これで十分、これでいいと町ではしているの。それとも、ここにお願ひする以上、もう少し開けて、もう少ししっかりやってほしいという方針で町としてはそこに指定管理者に話しているの。それとも、それはどうなっているの。そこがやっぱり大事だと思うんです。町の予算使っているわけですから。この管理組合だけの都合というよりも、予算化して町

でつくった町民の税金で建てたものなんですから、やっぱりそういう願いをちゃんと応えた形で運営してオープンしていただかないと、私は困ると思うんです。その点は、この指定管理受ける場所とはどういう話し合いをなさっているの。今のままでいいからという話なの。それとももう少し頑張ってもらいたいという言い方なさっているの。町の考えをお尋ねします。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 今回の指定管理に当たりましては、10月の初めですけれども、話し合いを持ったところでございます。これまでの平成24年から最上のほとりを開催して、地元のほうの果物、あと野菜なども販売しているわけでありまして、平成24年度からは6月と7月について、サクランボのある時期については1日オープンをしているというところで、ほぼ30日間、6月、7月、30日間、あと残りは40日間ということで半日、土日の半日ということで40日間ほどあるというところでございます。

10月に話し合いを持ったときには、これまでの経験を踏まえて、なかなか経営も厳しいという意見もいただいておりますけれども、売る物について、今まで原点に戻って消費者に合わせた需要を聞いて、生産物も考えていくという意見もいただいているところであります。そういう意見もいただいて改良をしながら、作物を売る、作るということを考えていくということで話し合いをしていただいて、今回の指定管理者のほうに話を持ってきたというところでございます。

○漆山光春議長 「佐藤修二議員」

○4番(佐藤修二議員) そうしますと、少しは期待をしていいのかな。今まででいいということじゃなくて、少しは頑張ってください

ると、努力してくださると、前向きにもう少し検討してみようという意欲が少しあったと理解させてもらっていいのかな。ぜひ、経費がかかってなかなか利益が出ないというのも、やっぱり閉めているからであって、開けてお客さんがどんどんと来る、どんどんとまでは来なくてもお客さんがある程度来ると。開いているとなればやっぱり来る人がいるかと思います。開いていないから来ないだけの話ですので、ぜひ東部の指定管理を受けるところでは頑張ってくださいとエールを送りますので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○漆山光春議長 以上で、4番佐藤修二議員の質疑を終わります。

次に、「5番吉田芳美議員」

○5番（吉田芳美議員） 今、4番議員がおっしゃった内容、私もちょっと感じた次第で、一応手を挙げさせていただきました。11月28日に今年最後の最上のほとりのイベントをするという内容の話を聞いておりましたので、行ってきました。雨が降ってちょっと肌寒い天気でしたのですが、地元の方はそれなりに頑張っているのかなと思いました。ただ、ひと頃のように、にぎわい創出という観点から言ったときには、なかなかやはり厳しい状況が続いているなどということをつくづくちょっと思ってきた次第です。最初は、11名ぐらいの農家さんが一生懸命やっていますよと。ということは、11年前はもっとよかったと。しかし、そのまま年を重ねましたと。少し疲れてきましたという方もやはりいらっしゃるのかなと見受けられます。あそこのお店を維持する方が、やはり10本の指くらいしかいないということを見ると、ここでお店番するのも大変なんですよということも考えていらっしゃる方もいらっしゃいますし、「お客さんが

来ないから、ぼーっとしているのもつらいんですよ」と。そこはやはり町のほうがもう少し活性化に向けて道筋を開いてやるような努力をぜひちょっとやっていただきたいなと思います。当初は、東根インター、松沢ができましたと。あそこに人の流れが出てくるんですよと、そういうお話もされました。でも、もう完成して、どんどん人通りがあると、入っていただけるような工夫というやつは、何か私はあるんじゃないかなと思います。

農作物だけですよということで町のほうが契約しているわけでも、多分ないと思いますし、トイレは使えるような状態にすれば、もう少し農繁期間以外についてもあの店舗というやつを利用できるような工夫も含めて、ぜひ考えていただければなと思います。

やはり地元の農家さん、出店する農家さんだけに知恵を絞れって言っても、まずは無理なのかなと思います。ここはやはり行政の力でいろんな知恵をちょっとつけていただいて、すごくやはりロケーション的にはいいところですので、交通車両はあそこ1日相当数の車両が多分通ると思いますので、少しでも寄っていただけるような工夫というやつをぜひお願ひしたいと思います。

意気込みだけちょっと聞かせてください。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 利用拡大に向けてつながるような形で町の広報などにも掲載して、オープンしている日などもお知らせをしているところでありますけれども、今後、これまで以上に利用者が増えるように、売上増につながるような形で農林振興課のほうも相談に乗りながら、今後のやり方について相談をして、地元のほうとやり方を研究しながらやっていきたいと考えてございます。

○漆山光春議長 「5番吉田芳美議員」

○5番（吉田芳美議員） 終わります。

○漆山光春議長 以上で、5番吉田芳美議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 指定管理料は、やはり同じような金額なのか。施設の利用状況が大分、第95号のほうと比べると、活発で、実際に収入なんかも上がっているという状況もあるようですけれども、その指定管理料は幾らを見ているのか。トイレの管理なども先ほど聞きました。こちらはどうかということについてお聞きしておきたいと思います。

それと、第9回補正予算の5ページの債務負担行為の補正のところ、期間が令和3年から令和8年までとなっていますけれども、こっち6年間ですね。こちらの指定管理料は5年間ですけれども、これの違いは何かあるのでしょうか。ちょっと確認しておきたい。

以上、3つお聞きします。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 河北町東部地区農業体験交流施設につきましては、指定管理料としては同じ20万円ということになってございます。

トイレの管理につきましては、自分たちでこちらのほうは管理していくということで、予定はなっているところであります。

農業体験交流施設の指定管理については、議第96号で指定管理ということで説明させていただいているように、5年間の令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間ということ考えているところでございます。

○漆山光春議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 債務負担行為のことについてご回答しますが、指定管理者の指定期間は、この議案にあるとおり令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間になっておりますけれども、4月1日から指定管理をするに当たって、令和3年度中に準備する必要がございますので、債務負担行為としては令和3年度からの設定にしているということでありませう。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） こちらのトイレの管理の期間と伺いますか、田井川向のほうは11月から3月まで閉鎖ということでしたが、こちらはインターチェンジに近い、オープンして通る車もあって、トイレ利用したいということもあるのかもしれないんですが、それには対応できるような管理なんでしょうか。

その債務負担行為のほうですが、こちらは前の債務負担行為、これまでの債務負担行為の分で準備できたんじゃないんですか。その辺のところちょっとよくわからないので、少し説明してください。もう一度お聞きします。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 河北東部のほうのトイレの利用についてなんですけれども、去年につきましては、大雪だということで、その大雪のときにどうしても除雪が大変だということで、去年はその除雪期間についてやむなく閉鎖をしているというところではございました。今後については、地元のほうと協議しながら、できるだけ多く開けてもらうような形で考えていきたいと考えております。

○漆山光春議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 今回の補

正予算に計上しております債務負担行為のこの東部地区、田井川向地区もそうですけれども、債務負担行為として設定するのは、今回が初めてになっていると思います。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 債務負担行為のほうですけれども、議会で5年間、先にずっとお金を使うということ为先にというので、債務負担行為として本当はすべきだと、今回が正しい形なんだけれども、やっていなかったと。今回改めたということなわけですね。了解しました。終わります。

○漆山光春議長 以上で、10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第96号河北町東部地区農業体験交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

次に、議第97号河北町立中央図書館の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 議第97号河北町立中央図書館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

河北町立中央図書館につきましては、来年3月末をもって指定期間の満了を迎えることに伴い、これまでの管理実績等を考慮し、引き続き特定非営利活動法人河北まちづく

りネットワークひまわりを指定管理者として指定するものであります。

期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（10番通告あり）

確認します。

10番。

「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 議第97号河北町立中央図書館の指定管理者の指定について質疑いたします。

最近、公務労働者の待遇改善、ここ数年前からですけれども、ということが行われて、それで、私としては不十分だと思いますけれども、一歩前進していると。具体的には会計年度任用職員となって、一時金なども出されると。全体として収入を増やすというふうになってきておまして、それと足並みをそろえるべきだと思うんですけれども、そのNPOとして中央図書館の指定管理を受けていただく方々の待遇について。今度の契約予定では、人件費を改善するという内容で契約に織り込んでいるかどうかお聞きしておきたいと思います。

○漆山光春議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 中央図書館の職員、常勤職員として6人ございます。そのほかにも臨時職員ということで、常勤職員の方が、いわゆる配本といいますか移動図書のために図書館を離れる時間が2時間とかありますので、そのときの臨時職員ということで5人ほど想定をしているところでございますが、常勤職員の6人につきましては、長く勤められている方が多くおります。これ

までも長い方ですと3期15年、15年目、今度は16年目となるわけですが、それぞれ年数に応じた金額ということで、人によってはこれまで17万5,000円の方が18万5,000円とかということで、金額的にも配慮した中で指定管理料も設定しているところでございます。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） そういった方々は、会計年度任用職員並みに一時金とかその他の手当なども支給される、そういった体系になっているのでしょうか。

○漆山光春議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 手当につきましても、会計年度任用職員と同様の1.4月分とかということでの給料体系でございます。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 終わります。

○漆山光春議長 以上で、10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第97号河北町立中央図書館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

ここで、議長から申し上げます。

お諮りします。本日はこれをもって延会としたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とします。

明日、12月9日は午前9時までご参集願います。お疲れさまでした。

午後3時07分 延会